

■第2次佐川町■ 男女共同参画計画

ささえあう かんしゃしあう わかちあう
～みんながいきいきと暮らせるまち～



はじめに

佐川町では、「ささえあう　かんしゃしあう　わかちあう～男女がともにいきいきと暮らせるまち～」を基本理念として、国、県及びこれまでの本町での取組の視点や考え方を、より充実・向上させるとともに、家庭、地域、行政の協働により、男女が互いに尊重し合い、協力し合っていきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指して、平成 26 年に「佐川町男女共同参画計画」を策定し、取組を進めて参りました。



しかしながら、男女の固定的な役割分担に関する考え方は、依然根強く存在しており、お互いの人権を尊重し合い、ともに感謝しながら協力しあう男女共同参画社会を確立するためには、まだまだ多くの課題が残されています。

この度「佐川町男女共同参画計画」の計画期間が満了することから、これらの課題、国・県の動向や社会情勢、本町の現状などを踏まえ、「第 2 次佐川町男女共同参画計画」を策定しました。

この計画では、新たに「地域でやってみよう」という地域の皆様に取り組んでいただきたいことを盛り込んでいます。

町民の皆様には、一人ひとりの気付き、行動が大きな流れとなり、男女共同参画社会の推進へと繋がるように、職場や地域社会などあらゆる場でお互いに連携して取り組んでいけるよう、一層のご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり貴重なご意見等を賜りました佐川町男女共同参画計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた多くの町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

佐川町長 **堀見和道**

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 男女共同参画社会とは.....	1
2 計画策定の背景.....	3
3 計画策定の趣旨.....	5
4 計画の性格.....	6
第2章 計画の基本的な考え方.....	8
1 計画の基本理念.....	8
2 計画の基本方針.....	9
3 施策の体系.....	11
第3章 具体的な取組.....	12
1 意識づくり男女共同参画意識を深める.....	13
2 地域づくり様々な分野への男女共同参画.....	21
3 働く環境づくり仕事と生活の調和.....	29
4 安心づくりみんなが笑顔で暮らせるまちへ.....	42
第4章 計画の推進に向けて.....	50
1 庁内及び住民との協働による推進体制の構築.....	50
2 住民との協働による推進と事業所等との連携.....	51
3 国・県等関係機関との連携.....	51
資料編	
1 本町の現状と環境の変化.....	52
2 策定・推進体制.....	59
3 関連法令.....	63
4 男女共同参画の動き.....	86
5 相談機関一覧.....	90

第1章 計画の策定にあたって

1 男女共同参画社会とは

「男女共同参画」という言葉をよく見かけたり、耳にしたりするようになってきましたが、言葉を聞いたことがあっても、内容や意味を正しく知らなかったり、私たちの生活にとっても身近なことであることを知らない部分も多くみられます。

この計画では、今、なぜ佐川町で男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要なのかを捉え、今後の取組方向を示します。

男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法第2条より）

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

男女共同参画社会が実現すると、性別よりも「その人らしさ」が大切にされます。そして、社会のあらゆる分野への参画を広げることで、喜びや責任をわかちあう社会となります。佐川町民の幸福度を高める上でも、男女共同参画の社会の実現が求められています。

なぜ男女共同参画社会の実現が必要なの？

近年、我が国は人口減少社会となり、少子高齢化が急速に進行しています。そして、ライフスタイルや価値観の多様化など、住民の皆さんを取り巻く環境も変化が続いています。

このような中で、男女共同参画社会の実現に取り組むことは、社会全体の活力を増し、人々が将来に向けての希望をもつ好循環を生み出すものといえ、これからの暮らしにおいて重要な課題となっています。

男女共同参画を推進することで、私たち一人ひとりの固定的な意識を見直し、男女がともに自らの意欲と能力を発揮し、多様な働き方・生き方ができる社会、誰もが健康で豊かな生活ができる社会、そして住民の自治力を高め、より良い町づくりにつなげていきます。

男女共同参画が進んだ佐川町のイメージ

家庭では

- 家事や育児・介護など、男女が協力・分担しあって生活しています。
- 家庭生活と仕事や地域活動のバランスが希望どおりに調和して、充実した暮らしが実現されています。

学びの場では

- 幼児期から男女平等の視点に立った保育や教育が推進され、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材を育てています。
- 職場体験やボランティア活動などの体験学習や、多彩な学習機会の提供を通して、男女ともに自立できる社会人をめざしています。
- 誰もが学びたいことを学べる場が整い、男女ともに積極的・主体的に参加しています。

働く場では

- 女性の働く機会や場、活躍する場が広がっています。
- 男性の育児休暇の取得が増え、男女が協力して子育てと仕事を両立する家庭が増えています。
- 短時間勤務や在宅勤務なども含め、多様な働き方ができるようになっています。
- 様々な場において、女性の意見が企画立案過程から活かされ、男女が協力しあって仕事が進められています。

地域社会では

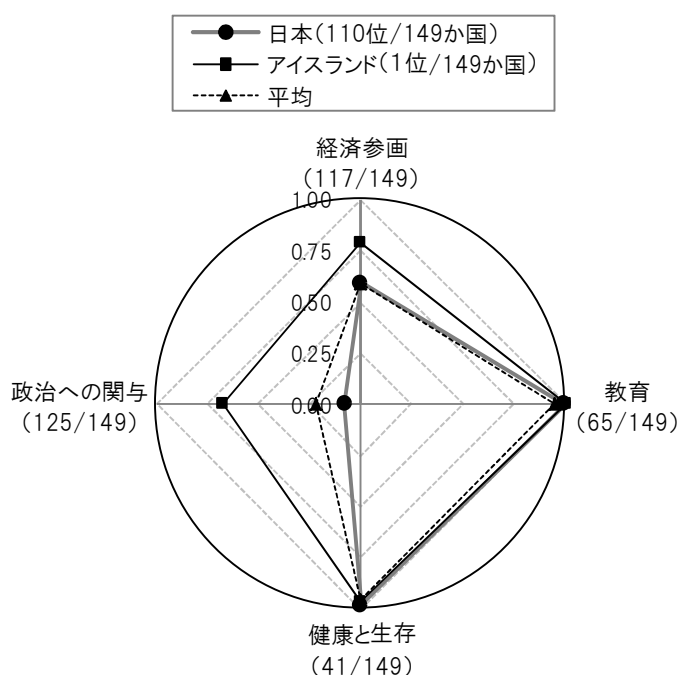
- あらゆる活動に男女が共に参画し、女性の意見が反映されやすくなっています。
- 男女が個性と能力を発揮しながら、地域活動やボランティア活動に積極的に参加しています。
- 人にやさしく、暮らしやすい地域づくりが進められています。
- 子育てや介護などを支援する環境が整い、地域に安心して暮らせます。
- 日頃の見守りや防災活動に男女が参画して、安心して暮らせる地域づくりが進められています。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動向

昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を大きな契機に、女性の地位向上をめざした取組が世界各国で急速に進んできました。国際的な動きの中で我が国の状況をジェンダー・ギャップ指数でみると、149 か国中 110 位で、OECD 諸国の中でも非常に低い結果となっています。特に、政治への関与と経済参画の分野において男女の格差が大きく、積極的な推進が求められています。

◆ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較と主要国の順位◆



順位	国名	値
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
↓		
7	ニュージーランド	0.801
8	フィリピン	0.799
9	アイルランド	0.796
↓		
15	英国	0.774
16	カナダ	0.771
↓		
51	米国	0.720
↓		
70	イタリア	0.706
↓		
75	ロシア	0.701
↓		
103	中国	0.673
↓		
110	日本	0.662
↓		
115	韓国	0.657

出典：世界経済フォーラム（World Economic Forum, WEF）平成 30（2018）年 12 月発表を基に作成

(2) 国の動向

我が国においては、昭和 60（1985）年の女子差別撤廃条約の批准を契機に、法や制度の整備が進められ、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）などが制定されました。そして、平成 11（1999）年には、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。国では、男女共同参画社会基本法施行後、男女共同参画基本計画を策定に、これに基づく取組を、目標値を設定して具体的に推進しています。平成 27（2015）年 12 月に策定された第 4 次男女共同参画基本計画においては、あらゆる分野における女性の活躍や、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現

に向けた基盤の整備等の推進体制をこれまで以上に強化していくことを改めて強調しています。

あわせて、平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）、続いて、平成 20（2008）年には「改正DV防止法」が施行されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取組が進められています。

近年では、少子社会・超高齢社会における家族形態・労働環境の変化などライフスタイルの一層の多様化への対応が求められ、平成 19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、平成 22（2010）年に「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。また、少子化の影響による労働力人口の減少が見込まれる中、女性の継続就労の困難さを取り除き、国際比較における女性管理職割合の低さを克服することで、女性従業員の仕事への意識が高まることが期待されています。女性活躍の推進は我が国の重要な課題となっており、平成 27（2015）年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。仕事と家庭を両立できる環境の整備や職業生活における女性活躍の推進の必要性が高まり、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入っています。

（３）県の動向

高知県では、国の動きを踏まえて、平成 13（2001）年に「こうち男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成 15（2003）年には「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定して、社会の幅広い分野にわたる様々な取組を進めてきました。

その後、平成 17（2005）年 3 月に改定した「“男女共同参画社会の実現をめざして” こうち男女共同参画プラン」に加え、平成 19（2007）年 3 月に策定した「高知県DV被害者支援計画」で「女性に対するあらゆる暴力の根絶」をめざす取組を位置づけ、施策を推進しています。

平成 24（2012）年 3 月に改定された「第 2 次高知県DV被害者支援計画」の成果や課題を整理した上で、平成 29（2017）年 3 月に「第 3 次高知県 DV 被害者支援計画」が策定され、女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざす取組を、より一層強化しています。

また、平成 26（2014）年に「高知家の女性しごと応援室」が開設されたことで、女性の就労支援や登用促進の取組を大幅に強化し、更なる女性の活躍を県民運動へとつなげることにしています。

そして、平成 28（2016）年 3 月に「こうち男女共同参画プラン」を見直し・改定しています。このプランは、男女共同参画を進める上で基本となる意識改革と社会制度・慣行の見直しとあわせて、「社会全体（家庭・地域・職場）で子育てをしながら働く女性を支援する仕組みづくり」を重点施策に位置づけています。

3 計画策定の趣旨

日本国憲法では「個人の尊重」を掲げ、全ての国民が法の下に平等であることを保障しています。男女共同参画社会基本法は、その考え方に基づき、次の5つの基本理念を掲げています。

◆男女共同参画社会基本法の5つの基本理念◆

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度または慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

このため、本計画は、憲法の保障している「人権の尊重」と「男女平等」の基本理念に基づき、男女があらゆる場面においてともに参画することができる社会の実現をめざすことを目標としています。

しかし、社会の慣習や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される偏った意識、いわゆる「固定的な性別役割分担意識」が依然として残っています。

そのため、あらゆる分野に男女がともに自らの意思で参画し、お互いの人権が尊重される社会をめざしながら、活力ある社会を構築していくことが重要です。

本町における男女共同参画社会の各種取組が、より一層効果的なものとなるように、さらには男女があらゆる場面において、ともに参画し、活躍することができる社会の実現をめざして「第2次佐川町男女共同参画計画」を策定するものです。

4 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画（市町村男女共同参画計画）であり、佐川町における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針並びに取組方向等を示すものです。

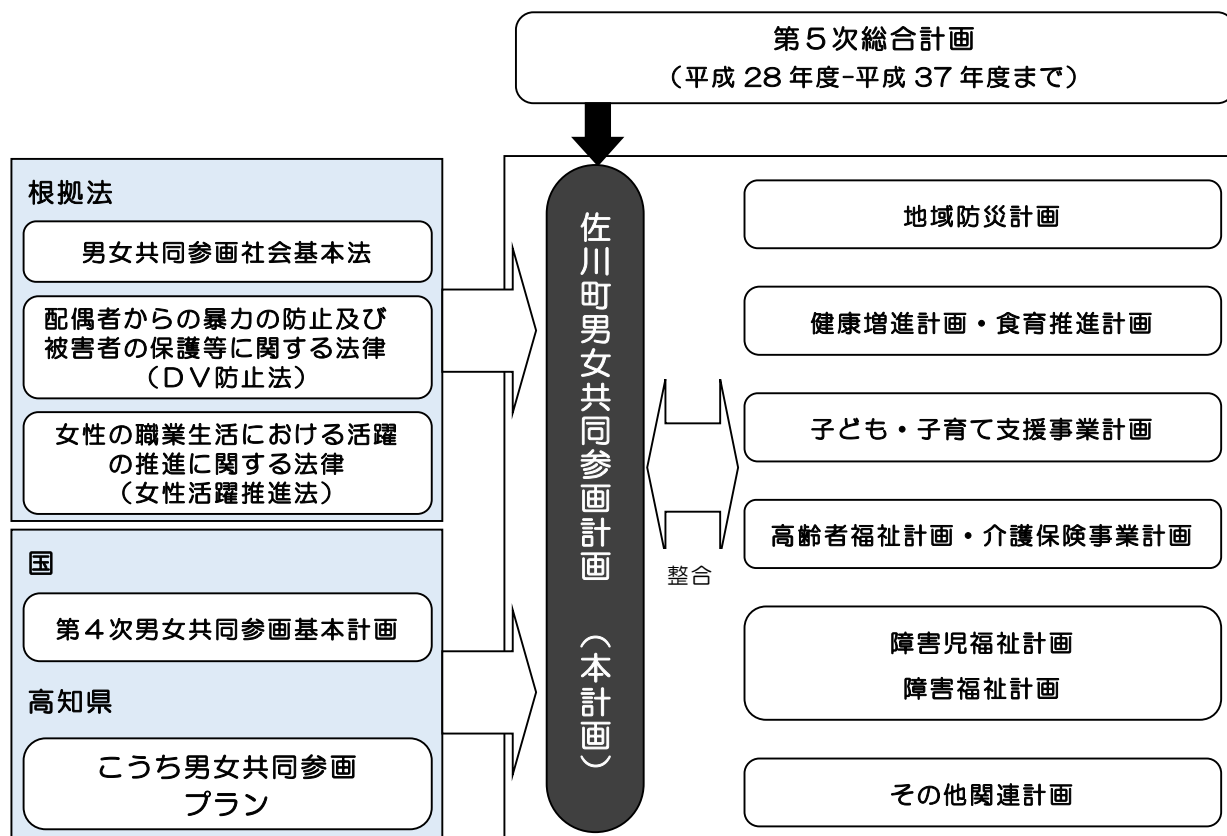
本計画の『基本施策7 男女間のあらゆる暴力の根絶』に関するDV防止対策については、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるとともに、本計画は、国及び県の男女共同参画基本計画との整合に十分に配慮して推進します。

あわせて、本計画を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として、主に『基本施策3 政策方針決定過程における男女共同参画の推進』、『基本施策4 地域活動における男女共同参画の推進』、『基本施策5 職場における男女共同参画の推進』、『基本施策6 仕事と家庭の両立支援』の取組を位置づけています。

(2) 他計画との整合

本町における取組の継続性を保てるように、「佐川町第5次総合計画」に基づき、本計画を下に、本町における様々な施策や取組の中に、男女共同参画の視点を反映させていくとともに、他の部門計画との整合にも配慮するものです。

◆上位計画等との関係◆



(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 31（2019）年度から令和 7（2025）年度までの 7 年間とします。

なお、国・県の動向や社会情勢の変化及び計画の進捗状況などに応じて、必要な見直しを行います。

(4) 計画の策定方法

計画策定にあたり、施策を検討する上での基礎資料を得ることを目的として、満 18 歳以上の住民に「男女共同参画に関する意識調査（以下「住民意識調査」と表記）」を、町内の事業所に「職場環境等の事業所実態調査（以下「事業所調査」と表記）」を行いました。また、関係団体の皆様に、男女共同参画意識や実態、意見等を調査するための意見聴取調査を実施しました。

また、佐川町男女共同参画計画策定委員会では、専門的見地から様々な意見や内容について審議いただきながら策定を進めてきました。さらには、パブリックコメント（住民意見公募）を実施し、意見の反映に努めました。

◆男女共同参画に関する意識調査の概要◆

調査対象	町内在住の満 18 歳以上の男女
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成 30 年 9 月 27 日～10 月 18 日
回収結果	発送数----- 1,000 件 有効回収数-----381 件（女性 213 件、男性 162 件、無回答 6 件） 有効回収率-----38.1%

◆職場環境等の事業所実態調査の概要◆

調査対象	町内に事業所を有する企業・事業所
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成 30 年 9 月 27 日～10 月 18 日
回収結果	発送数----- 100 件 有効回収数-----57 件 有効回収率-----57.0%

◆関係団体意見聴取シート調査の概要◆

調査対象	町内の関係団体 16 団体
調査方法	郵送・配布により依頼、郵送・FAX により回収
調査時期	平成 30 年 10 月
回収結果	回答数----- 14 件

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

『 **さ** さえあう **か** んしゃしあう **わ** かけあう
～みんながいきいき暮らせるまち～ 』

本計画の基本理念は、男女共同参画社会基本法や、国や県の計画の理念、町づくりの方針と本町の現状を踏まえ、策定委員会等の意見を下に、設定しています。

男女共同参画社会とは「男女が、個人としての尊厳が重んじられ、また、お互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」であり、「男女が自分の意思により、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる分野に参画し、共に協力しあい、喜びも責任もわかけあえる社会」といえます。

この男女共同参画社会を実現するには、『男女が互いに尊重しあい、共に協力しあって』個々の力を発揮していくこと、言い換えれば『支えあい、感謝しあい、わかけあう』ことであり、地域の力を高めることにもつながります。

本計画の推進にあたっては、庁内では男女共同参画に関連する事業を各部署において毎年度点検していきます。そして、男女共同参画推進委員会でご意見をいただきながら施策の着実な推進を図ります。

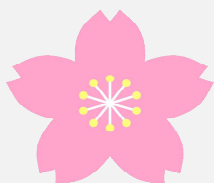
2 計画の基本方針

本計画の基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現をめざして効果的に取組を推進していくため、次の4つの基本方針と8つの基本施策を掲げます。

基本方針1

男女共同参画意識を深める

意識づくり



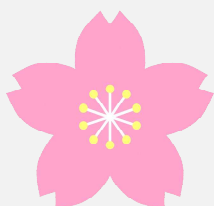
男女共同参画社会を形成する上で、固定的な性別役割分担意識による慣行や制度などを払拭し、男女がお互いを認めあう気持ちをもつことが重要であり、継続的かつ日常的な意識啓発が不可欠です。

男女がともに個性を生かして能力を発揮し、社会形成に参画するため、その基礎となる教育や学習における意識づくりが重要です。幼児期からの保育・教育が、男女共同参画意識の形成に重要な役割を担っていることを踏まえて意識づくりを行うとともに、様々な学びの場において、男女共同参画に関する意識づくりを進めていきます。

基本方針2

様々な分野への男女共同参画

地域づくり



男女共同参画社会の実現に向けては、行政の審議会や各種委員会、地域団体の長や役員、職場の管理職などに男女がともに参画されるように、男性中心となりがちであった政策や方針決定過程の場への女性の参画を広げ、協力しあって推進されるように努めます。

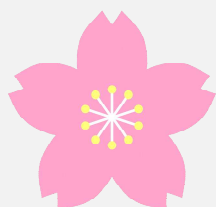
少子高齢化の進行と、地域や家族の形態が多様化する中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。地域活動においては、男女がともに意見を出しあい、協力して地域づくりが行えるよう、特に女性の活動を支援します。

また、防災意識の高まりにより、防災活動の分野において女性の視点を取り入れて男女の参画が進むように取り組みます。そして、地域活動をはじめ様々な分野へ男女がともに参画できる町づくりをめざします。

基本方針 3

仕事と生活の調和

働く 環境づくり



住民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、育児や介護などに男女が協力しあって担えるよう、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

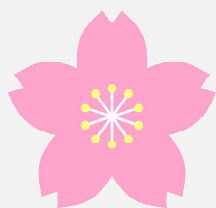
そのためには、多様な働き方に対応した働きやすい就業環境づくりに取り組み、家族が安心して暮らせるように支援します。

男女がともに、個人の生き方や多様な働き方が選択できるよう、関係機関等と連携を図りながら、就業環境の向上に努めます。

基本方針 4

みんなが笑顔で暮らせるまちへ

安心づくり



人権の尊重は男女共同参画社会を形成する上でその基盤となる考え方です。ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と表記）や各種ハラスメントを含むあらゆる暴力の根絶をめざします。

また、男女がともに、生涯をいきいきと暮らすための健康支援や、高齢や障害で支援が必要な人の生活支援策や福祉サービスの利用を促進しながら、地域や家庭での介護や看護への男女共同参画の促進と仕事と家庭生活の両立支援、地域で自立して暮らせる環境づくりに取り組みます。

そして、誰もが安心して暮らせる地域をめざして、地域での見守りや支えあい活動への男女の参画を促進します。

3 施策の体系

基本理念

ささえあう **か**んしゃしあう **わ**かちあう
～ みんながいきいきと暮らせるまち ～

基本方針

基本施策と施策の方向

1 意識づくり



男女共同参画
意識を深める

【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

- ① 人権尊重の意識づくり
- ② 男女共同参画に関する住民の理解と意識の啓発
- ③ 男女共同参画に関する調査・研究・情報提供

【2】男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ① 男女共同参画を推進する教育の充実
- ② 人権教育の推進

2 地域づくり



様々な分野への
男女共同参画

【3】政策方針決定過程における男女共同参画の推進 (佐川町女性活躍推進計画)

- ① 企画立案・意思決定過程からの女性の参画の拡大
- ② 女性リーダーの育成支援

【4】地域活動における男女共同参画の推進 (佐川町女性活躍推進計画)

- ① 地域活動における意識の改革
- ② 防災・防犯等における男女共同参画の推進

3 働く環境づくり



仕事と生活の
調和

【5】職場における男女共同参画の推進 (佐川町女性活躍推進計画)

- ① 雇用・就業における男女共同参画の推進
- ② セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ③ 農業・商工自営業等における男女共同参画の推進

【6】仕事と家庭の両立支援 (佐川町女性活躍推進計画)

- ① ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- ② 子育て支援や家族介護支援策の充実

4 安心づくり



みんなが笑顔で
暮らせるまちへ

【7】男女間のあらゆる暴力の根絶 (佐川町DV対策基本計画)

- ① 暴力を許さない社会づくりの推進
- ② 安心できる相談・支援体制の充実

【8】健康と福祉環境づくり

- ① 健康増進と健康の機会づくり
- ② いのちの大切さを育む意識の啓発
- ③ とともに支えあう福祉環境づくり

第3章 具体的な取組

計画の見方

【基本施策1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

- ①人権尊重の意識づくり
- ②男女共同参画に関する住民の理解と意識の啓発
- ③男女共同参画に関する調査・研究・情報提供

基本方針の下に位置づけられる基本施策と施策の方向を記載しています。

現状と課題

◆◇現状◇◇

男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進められ、女性の様々な社会活動への参加が広がり、男性の育児や家事等への参画も特に若い世代で定着が進む状況も見受けられるようになりました。

◆◇課題◇◇

男女の人権の尊重と平等意識は、男女共同参画社会を形成する上でその根底を成す基本的な考え方であり、男女に違いがあることを根拠に、生き方が制限されたり、役割が固定されてはならないことです。

アンケート結果からみられる現状と課題をまとめています。

施策の方向

男女が互いに認めあい、尊敬しあいながら、男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重の意識づくりの根底として「男性だから、女性だから」という性別による偏見や差別などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるような意識啓発や各種情報の提供等を行います。

今後の施策の方向性を記載しています。

◆◇町の取組◇◇

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①人権尊重の意識づくり	◆人権フェスティバルなどイベント・講座や、広報・ホームページ等を活用した、人権の尊重に関する情報提供と意識啓発	人権フェスティバル開催による意識啓発や町内小中高生による意見発表会と人権講演（公演）会を開催し、住民の人権意識の熟成を図る。	町民課
	◆町の職員への意識啓発をはじめ研修の実施	職員研修等を通じて、職員の男女共同参画意識の向上を図る。	総務課

町が実施する具体的施策と内容、所管課を記載しています。

◆◇地域でやってみよう◇◇

感謝の気持ちを声に出して伝えよう！

○男女共同参画は男性のためでもあり、女性のためでもあります。家庭の中で、互いに感謝する気持ちを言葉で伝え、協力して支えあう関係を築きましょう。

策定委員会で話し合った委員からの意見をもとに、地域の取組や気づきをまとめています。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◇

まとめ
○男性への呼びかけ、幅広い層の人の声が聞けるよう取り組むことが今後の課題

基本方針1～4ごとに、指標を設定

関係団体からのご意見を紹介しています。

1 意識づくり



男女共同参画意識を深める

【基本施策1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

- ①人権尊重の意識づくり
- ②男女共同参画に関する住民の理解と意識の啓発
- ③男女共同参画に関する調査・研究・情報提供

現状と課題

◆◇現状◇◆

男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進められ、女性の様々な社会活動への参加が広がり、男性の育児や家事等への参画も特に若い世代で定着が進む状況も見受けられるようになりました。このように、女性の地位向上や男女共同参画に関する意識は徐々に浸透しつつあります。

住民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方には反対という回答が前回調査より10%以上増え、「どちらかという反対」を合わせると、反対派は72.4%に上っており、本町においては女性の就業率の高い状況が背景にあると考えられます。一方で、賛成とする回答も一定割合回答されており、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く潜在していることが伺えます。また、様々な場面での男女平等意識についても、職場は「平等」と思う割合が前回調査よりも8%近く上昇し、30%を超えました。家庭生活は「平等」と思う割合は34%台と同程度になっています。学校教育の場は「平等」の割合が高いものの、前回よりも低下し、40%を下回っています。また、社会通念やしきたり・慣習、社会全体、議会や政治の場、法律や制度の上では「平等」がそれぞれ13.4%、16.3%、11.5%、27.6%と前回よりも、低い状況です。全ての場面において『男性優遇意識^{注1}』が『女性優遇意識^{注2}』を上回っています。そして、不平等の原因としては、「男女の役割についての固定観念」が65.9%と最も多く、ついで「社会通念やしきたり・慣習」が53.8%、「男女の身体的・生理的な違い」が46.5%と多く回答されています。

また、男女共同参画に関する言葉の認知度は、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）、DVは内容まで認知している割合が高いですが、男女共同参画基本法、女性活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は内容までは認知されていない状況が見受けられます。

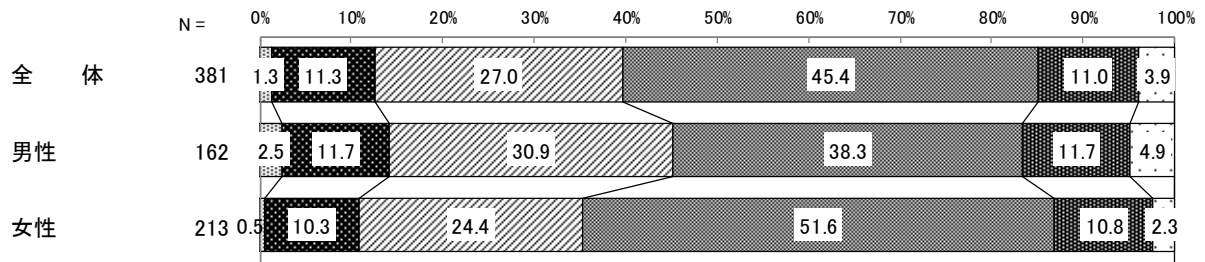
1注 1「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の計を『男性優遇』としています。

注 2「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の計を『女性優遇』としています。

◆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について◆

問19 ②夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである〔%〕

■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ▨ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ わからない □ 無 回 答



※図表中 N は、割合（%）の基数を示す（以下同様）

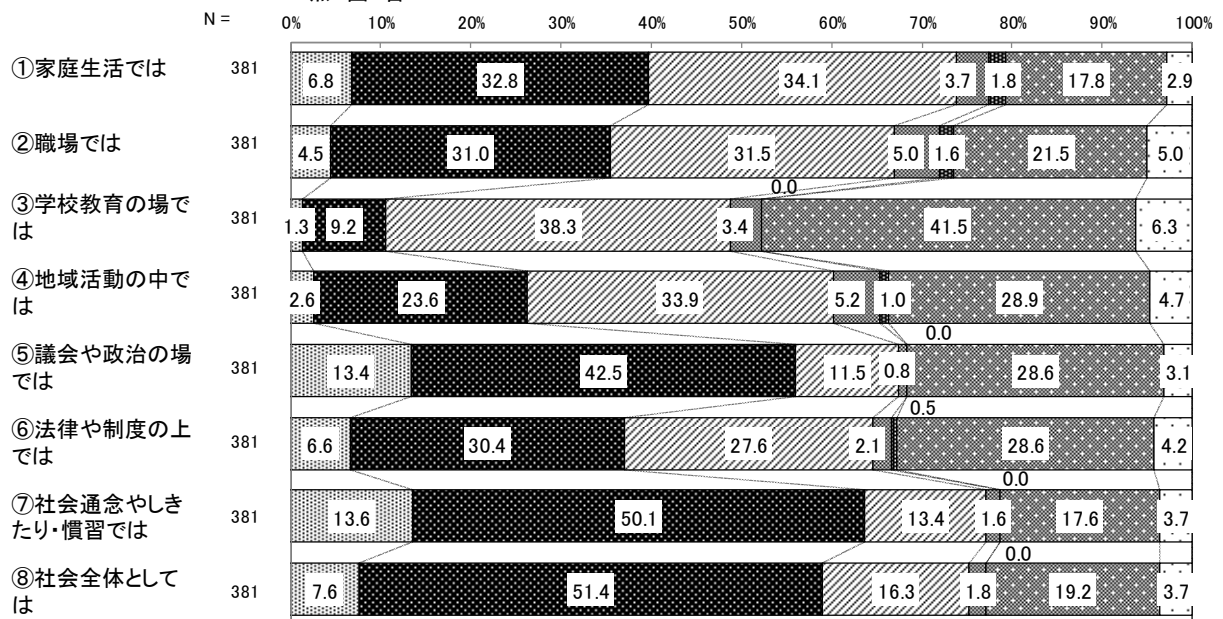
問19. ②夫は外で働き、妻は家庭を守るべき							
	全体	賛成	どちらかとい えば賛成	どちらかとい えば反対	反対	わからない	無回答
前回	399	19	78	120	125	37	20
	100.0	4.8	19.5	30.1	31.3	9.3	5.0
今回	381	5	43	103	173	42	15
	100.0	1.3	11.3	27.0	45.4	11.0	3.9

（上段：人、下段：%） 出典：住民意識調査

◆男女の地位の平等意識◆

問9 男女の地位〔%〕

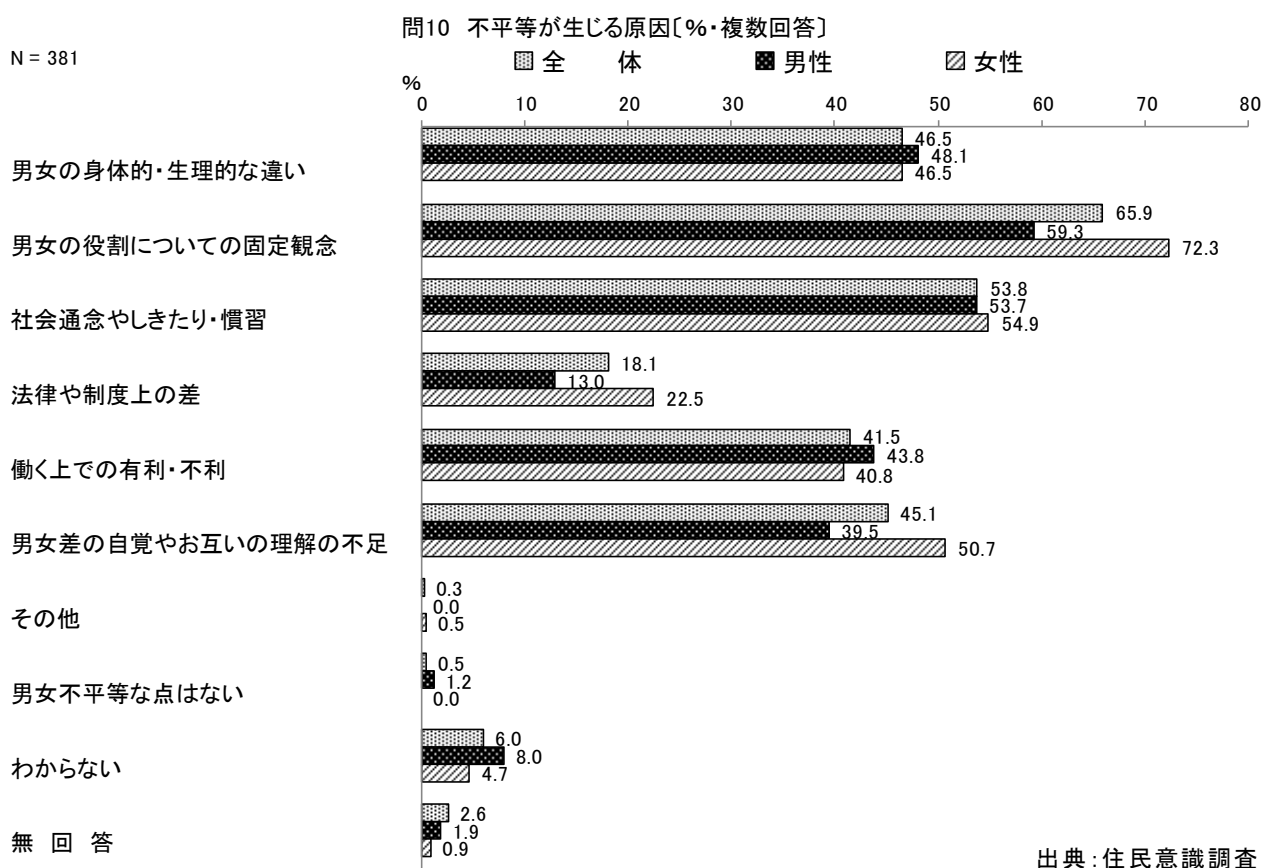
■ 男性の方が非常に優遇されている ■ どちらかといえば男性の方が優遇されている
 ▨ 平等になっている ■ どちらかといえば女性の方が優遇されている
 ■ 女性の方が非常に優遇されている ■ わからない
 □ 無 回 答



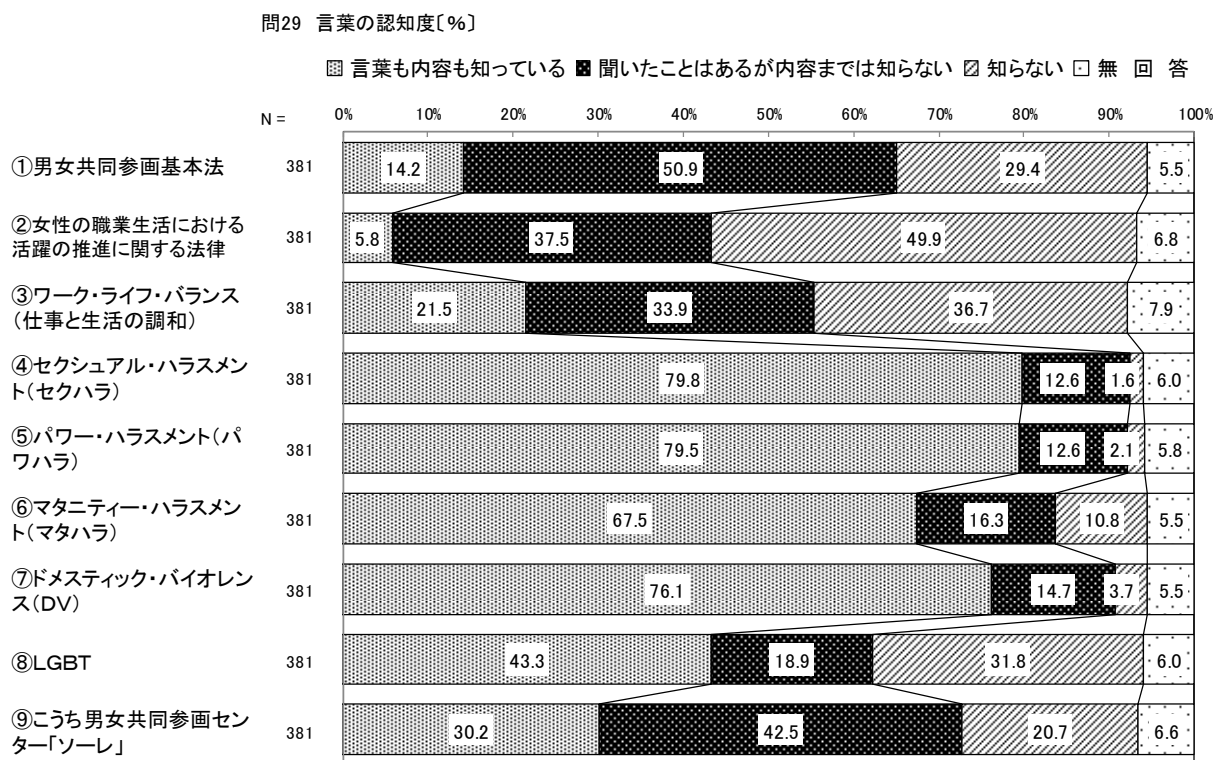
問9. 男女の地位『平等になっている』の回答割合 前回比較							
	①家庭生活では	②職場では	③学校教育の場では	④地域活動の中では	⑤議会や政治の場では	⑥法律や制度の上では	⑦社会通念やしきたり・慣習では
前回	137	94	166	125	55	128	56
	34.3	23.6	41.6	31.3	13.8	32.1	14.0
今回	130	120	146	129	44	105	51
	34.1	31.5	38.3	33.9	11.5	27.6	13.4

（上段：人、下段：%） 出典：住民意識調査

◆男女の不平等が生じる原因について◆



◆男女共同参画に関する用語の認知度◆



◆◆課題◆◆

住民意識調査では、職場での平等感は一時的に上昇しましたが、全般的に『男性優遇意識』が強く、様々な場面で男女や年代によって男女平等感に差異があることが伺えました。特に、議会や政治の場、社会通念やしきたり、社会全体では平等感も前回よりも低下し、10%台と低くなっています。固定的な性別役割分担意識は根強く、生活習慣等を通して無意識に継承され、男女の能力発揮や選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。固定的な性別役割分担意識を取り除いていくためには、継続的に日常的なところから意識啓発を働きかけ、住民が考える機会やきっかけを増やす必要があります。家庭での家事や育児の共有、男性への働きかけ、子どもたちに伝えることの大切さを重視して、幅広い層に向けて取り組むことが今後の課題です。

男女の人権の尊重と平等意識は、男女共同参画社会を形成する上でその根底を成す基本的な考え方であり、男女に違いがあることを根拠に、生き方が制限されたり、役割が固定されてはならないことです。基本的な考え方を培い、全ての住民が意識を深められるように啓発活動を継続して広い年代に届くように取り組んでいくことが重要です。

施策の方向

男女が互いに認めあい、尊敬しあいながら、男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重の意識づくりの根底として「男性だから、女性だから」という性別による偏見や差別などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるような意識啓発や各種情報の提供等を行います。また、イベントなど様々な機会を通じて、住民の身近なところから人権意識の高揚を働きかけていきます。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①人権尊重の意識づくり	◆人権フェスティバルなどイベント・講座や、広報・ホームページ等を活用した、人権の尊重に関する情報提供と意識啓発	人権フェスティバル開催による意識啓発や町内小中高生による意見発表会と人権講演（公演）会を開催し、住民の人権意識の熟成を図る。	町民課
	◆人権に関する正しい知識と理解の促進	町内の保育、小中学校において花の栽培を通して、生命の大切さや相手への思いやりなど、人権尊重の気持ちを育む。	町民課
	◆町の職員への意識啓発をはじめ研修の実施	職員研修等を通じて、職員の男女共同参画意識の向上を図る。男女共同参画の視点を取り入れた適切な表現について周知を図る。	総務課

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
②男女共同参画に関する住民の理解と意識の啓発	◆固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	性別役割分担意識を解消するため、広報やホームページを通して男女共同参画に関する情報を発信する。	総務課(推進委員会)
	◆男女共同参画に関する講座、講演会や学習会の開催	男女共同参画に関する講演会を開催する。	総務課 教育委員会
	◆男女共同参画に関する活動団体等への支援	男女共同参画に関する活動団体の把握と情報提供等の活動支援を行う。	総務課
	◆総合的な男女共同参画の推進	町の総合計画が、男女共同参画に則したものになるように、職員だけでなく住民への男女共同参画意識の向上を図る。	総務課
③男女共同参画に関する調査・研究・情報提供	◆男女共同参画に関する情報の収集と提供	国や県の機関を通じて、積極的に男女共同参画に関する情報や統計データを収集し、情報を発信する。推進委員会委員、関係団体や町内企業主を通して情報を入手する。	総務課(推進委員会)
	◆住民及び事業所等への調査の実施	本計画の見直しにあわせて住民及び事業所へのアンケート調査を実施する。	総務課

◆◇地域でやってみよう◇◆

感謝の気持ちを声に出して伝えよう！
○男女共同参画は男性のためでもあり、女性のためでもあります。家庭の中で、互いに感謝する気持ちを言葉で伝え、協力して支えあう関係を築きましょう。 ○男女共同参画の物差しで、日常の言動、地域の慣習を顧みる習慣をもちましょう。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◆

まとめ
○男性への呼びかけ、幅広い層の人の声が聞けるよう取り組むことが今後の課題となる。 ○1人ではなかなかできないけれど、やりたいことを様々な分野の会員が力を合わせ、実践することで、女性が「いきいき」と活躍できる機会と場をつくり、ともに楽しむことが大切。

【基本施策2】

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ①男女共同参画を推進する教育の充実
- ②人権教育の推進

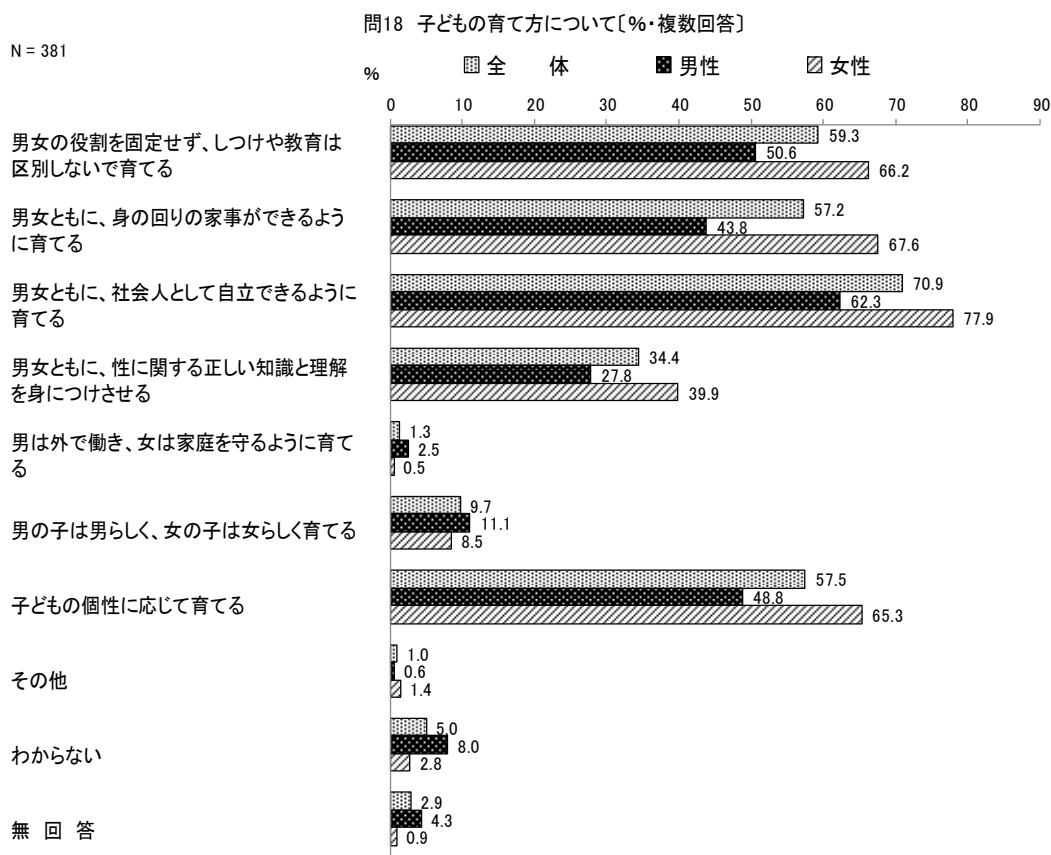
現状と課題

◆◇現状◇◆

住民意識調査では、子どもの育て方については「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」は前回調査よりも大幅に減少しており、意識の変化が見受けられます。「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」「子どもの個性に応じて育てる」「男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる」といった考えが主流となっており、このような回答は女性の割合が高くなっています。

人権の尊重や男女平等意識は、幼少期から成長段階に応じて、様々な体験や学習を積み重ね、継続して学んでいくことが大切です。そして、大人になってからも男女共同参画に関する認識を深められるよう、学習環境を整えていく必要があります。

◆子どもの育て方についての意識◆



問18. 子どもの育て方について								
	全体	男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しない育てる	男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる	男女ともに、社会人として自立できるように育てる	男女ともに、性に関する正しい知識と理解を身につけさせる	男は外で働き、女は家庭を守るように育てる	男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる	子どもの個性に応じて育てる
前回	399 100.0	259 64.9	267 66.9	327 82.0	175 43.9	13 3.3	94 23.6	244 61.2
今回	381 100.0	226 59.3	218 57.2	270 70.9	131 34.4	5 1.3	37 9.7	219 57.5

(上段：人、下段：％) 出典：住民意識調査

◆◆課題◆◆

固定的な性別役割分担意識の見直しをはじめ、男女がお互いを理解し協力しあうことの重要性など、男女共同参画の意識づくりに向け家庭や教育・保育施設や学校、地域等様々な場での学習活動の充実が課題です。

子どもの頃から男女共同参画についての意識を高める教育の推進とともに、一人ひとりの個性・可能性が生かされ、進路等の選択の場面で性別にとらわれず、様々な選択を可能にしていく教育活動が求められます。

施策の方向

人権尊重や男女共同参画について、生涯にわたって学べるように、学校から家庭、地域社会等における男女共同参画に関する教育や学習の場の提供を推進します。また、性別に関わりなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、生きる力を育てる教育を推進します。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①男女共同参画を推進する教育の充実	◆学校等における、男女共同参画と、一人ひとりの個性の尊重を基本とする教育の推進	各学校で技術・家庭、道徳教育の授業、学校生活、各種活動の中で推進する。	教育委員会
②人権教育の推進	◆学校等における人権教育の推進	人権教育研究協議会総会・夏季研究大会・集約大会を開催する。	教育委員会
	◆学校等における、性についての正しい理解、こころと身体の発達についての科学的知識と理解の促進を図る教育の推進	各学校で保健体育や道徳の授業や特別活動として実施する。	教育委員会

◆◆地域でやってみよう◆◆

十人十色、お互いの個性を認めあおう！

○大人が子どもに関わるときに、「男だから女だから」ではなく、個人として個性を認めるような接し方をしましょう。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◆

まとめ
○個々が違うこと、違っていいことを理解し、お互い認めあった上で一人ひとりが自分の考えをもち、発言できるような子どもに育てて欲しい。
○小学校等は女性の教員が多いが、成長していく子どもたちにとって両性の比率が同等な教育が欲しい。
○勉強だけでなく大人になって自立（経済、生活面）できる人間を育てて欲しい。

基本方針 1 「男女共同参画意識を深める」の指標

指標項目	現状	目標	備考
職員での男女共同参画・女性問題に関する研修への参加課数	4 課	全課	総務課
社会全体が男女平等と思う住民の割合	16.3%	20.0%以上	住民意識調査

2 地域づくり



様々な分野への男女共同参画

【基本施策3】

政策方針決定過程における男女共同参画の推進

(佐川町女性活躍推進計画)

- └①企画立案・意思決定過程からの女性の参画の拡大
- └②女性リーダーの育成支援

現状と課題

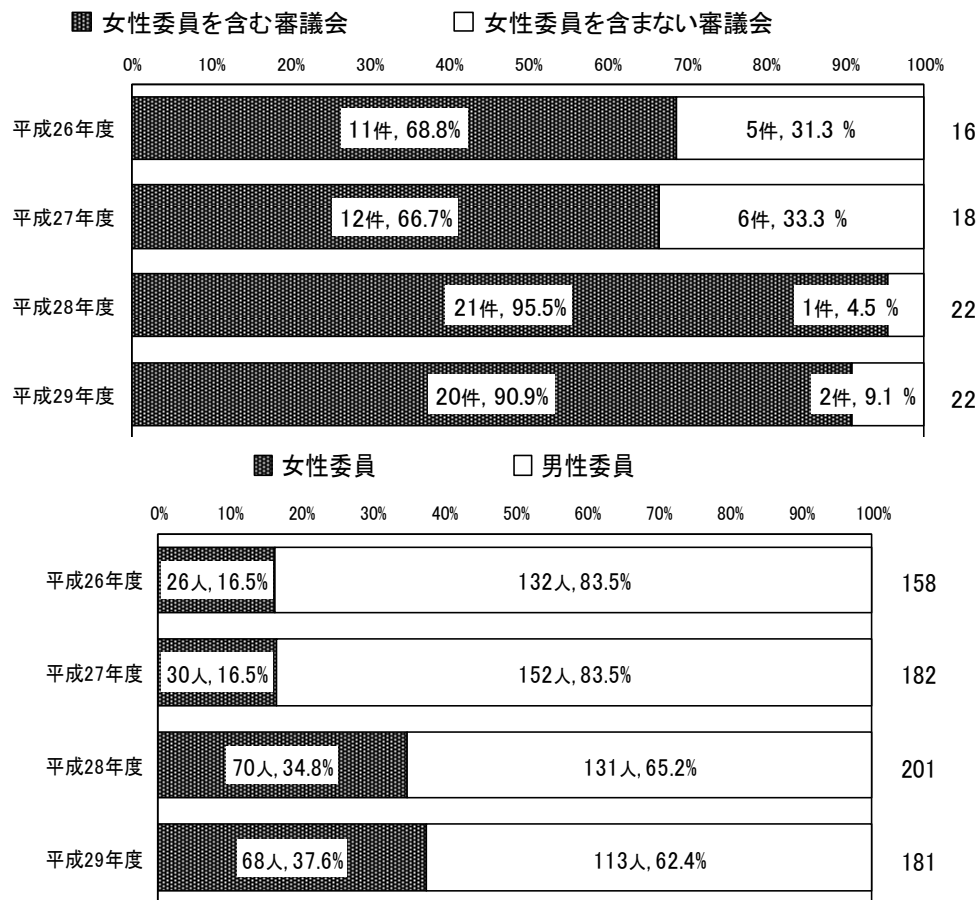
◆◇現状◇◆

地方分権が広がり、町づくりや行政の方針決定に住民参画を基本として、本町では住民意識調査やパブリックコメント制度をはじめ協議体の設置などにより住民に協力していただき町づくりを進めています。その協議の場での委員構成等にも男女共同参画の視点に配慮しながら運用しており、近年では本町の設置する審議会等は女性を含む審議会が大半を占めるようになりました。また、女性委員割合は上昇し、平成28年度は34.8%、平成29年度は37.6%と、県及び県内市町村平均よりも大幅に高くなっています。しかし、現状では、政治、経済などの分野をはじめ、企業や地域における活動などにおいて、女性の意思決定過程からの参画は必ずしも十分であるとはいえません。

持続可能な活力ある社会・経済環境には、様々な人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。そのためには、社会活動のあらゆる分野に、男女がともに参画できる環境をつくることが重要です。

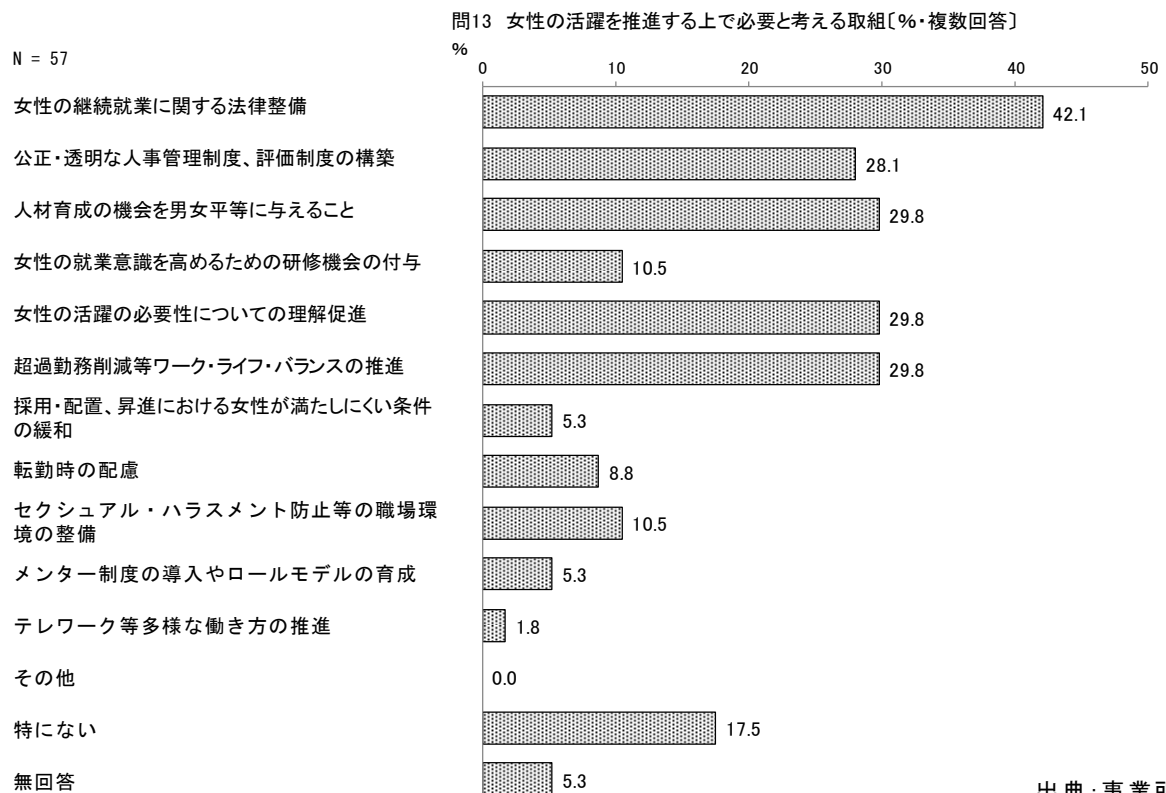
事業所実態調査では、女性の活躍を推進する上で必要と考える取組では、「女性の継続就業に関する法律整備」が4割を超えて最も多く、ついで「人材育成の機会を男女平等に与えること」、「女性の活躍の必要性についての理解促進」、「超過勤務削減等ワーク・ライフ・バランスの推進」、「公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築」などの項目も多く回答されています。

◆佐川町の女性委員を含む審議会の割合と女性委員割合の推移◆



出典：内閣府地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

◆女性の活躍を推進する上で必要な取組◆



出典：事業所調査

◆◆課題◆◆

町の審議会や各種委員会委員に幅広く住民が参画し、その意見を反映した町づくりを進めていくためには、参加する分野と参加する人をさらに広げていく必要があります。そのためには、男性と女性の比率だけを整えるにとどまらず、男女がともに考え、意見を出しあい、互いの意見を尊重し反映できる環境づくりと、自分たちも学んでいくことが重要です。

また、町でも職員の管理職への女性登用に取り組んできましたが、まだ十分とはいええない状況です。あわせて、町内事業所においても管理職への女性登用を促進し、方針決定過程から男女がともに参画して事業を推進するためには、事業所への啓発が必要です。

今後は、さらに、あらゆる企画立案から意思決定過程の場へ、女性の参画を促進することが課題です。

施策の方向

男女がともに、町の政策や方針の決定過程に参画し、持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するため、管理職への女性登用の促進、町の政策や方針の決定過程への女性の参画の拡大を進めます。

また、新しい視点や様々な立場を考慮した多様な意見を地域活動や企業活動の方針に反映させ、男女の意識改革や女性リーダーの人材育成、地域活動や職場における企画立案・方針決定過程からの女性の参画を促進するため、商工会との連携による事業所への啓発、労働環境の向上等の働きかけを行います。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①企画立案・意思決定過程からの女性の参画の拡大	◆事業所や団体の代表や役員への女性の参画の働きかけの実施	町内の事業主などに対して女性の人材登用についての啓発と助成制度等の情報提供を、商工会總會などの開催時を活用して行う。	総務課
	◆女性の職業能力向上に関連する情報の収集と提供、事業所等に対する広報・啓発	能力開発や起業のための講座を開催し、女性の就労を支援する。	総務課
	◆町の管理職等への、男女を問わず、能力の実証に基づく適正な任用の推進	人事評価結果に基づき、能力と適性に応じた女性管理職の積極的な登用を行う。昇格や昇進や適材の配置など意識改革や働き方改革について啓発する。	総務課

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
②女性リーダーの育成支援	◆町の審議会等委員の女性参画を促進するため、各種団体の女性リーダーなど、人材の把握と活用	審議会等委員への女性登用を積極的に進める。あて職委員の見直しを図りながら、女性委員の登用を促進し、各審議会の女性委員比率40%の早期達成をめざす。	総務課
	◆各分野においてリーダーとなりうる町職員の育成	リーダー養成をめざして、多様な研修等に職員の派遣を行う。女性職員の研修参加については、参加しやすくするための配慮や工夫を行う。	総務課
	◆リーダー養成の学習機会の提供と女性リーダーネットワークづくりの推進	女性が地域のあらゆる分野の組織・団体において指導的な役割を果たせるような学習機会の提供に努める。 各分野で活躍する団体及び女性リーダーのネットワークづくりを支援し、女性リーダーを育成する。	総務課はじめ全課

◆◇地域でやってみよう◇◆

色んな活動に参加してみよう！
○参画するための学習やチャレンジの機会をつくっていきましょう。そのための学習会にも参加し、様々な場で男女がともに意見を出しあえることが重要です。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◆

まとめ
○各種審議会や、委員会の構成委員の中の女性の割合が少ない。多様な人材（職種）を入れて欲しい。
○男性と女性の比率だけを整えればいいということではなく、男女ともに1人前の人間としてきちんと考え、行動し、学んで実力をつけていく必要がある。

【基本施策４】

地域活動における男女共同参画の推進 (佐川町女性活躍推進計画)

- ①地域活動における意識の改革
- ②防災・防犯等における男女共同参画の推進

現状と課題

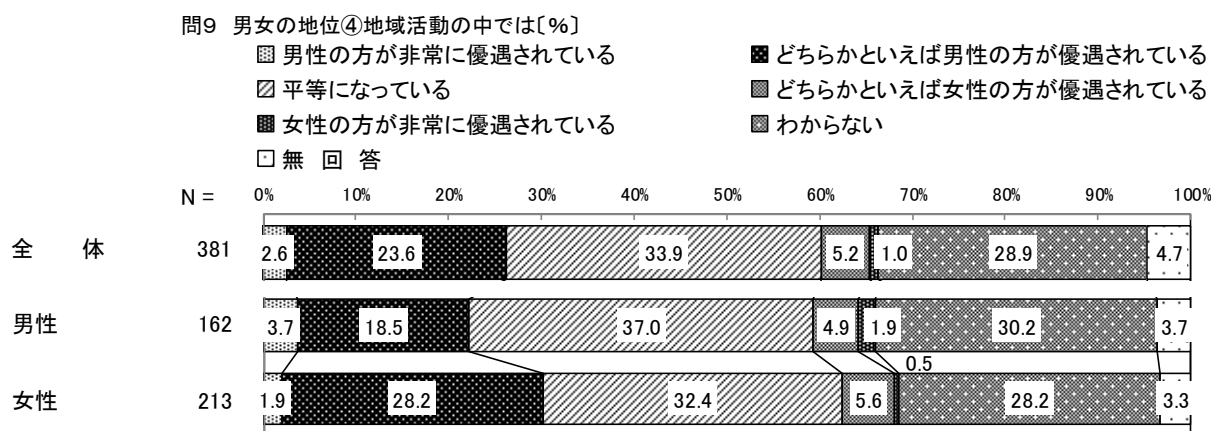
◆◇現状◇◆

地域社会は、家庭とともに一人ひとりにとって最も身近な生活の場であり、地域社会における男女共同参画の推進は、地域社会の活性化にもつながります。

しかし、地域活動への女性の参画は広がっていますが、方針決定の場などへの女性の参画は十分とはいえません。特に、防災意識が高まる昨今では、地域活動や防災活動の分野においても、女性の視点の重要性が指摘されています。様々な地域活動の方針決定過程や防災活動などへの女性の参画を促進する必要があります。

住民意識調査では、「自治会、婦人会、老人会、PTA、子ども会等の活動」への参加率が最も高く、「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションに関する活動」「防災・防犯等の地域活動」へ参加する住民もみられます。しかし、地域活動に参加していない割合が最も多く、高齢化の進行も重なり、参加している人、いない人は今後二極化が進むことが懸念されます。また、地域活動における男女平等意識は「平等になっている」が３割程度で、女性は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が多く回答されています。地域活動における男女間の格差として、「会議や行事等で女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」など、本来の地域活動以外の役割を女性が担っている傾向が伺えます。また、地域活動に必要と思うこととして、「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」「男性も女性も積極的に地域活動に参加すること」などがあげられています。

◆地域活動における男女の地位の平等意識◆

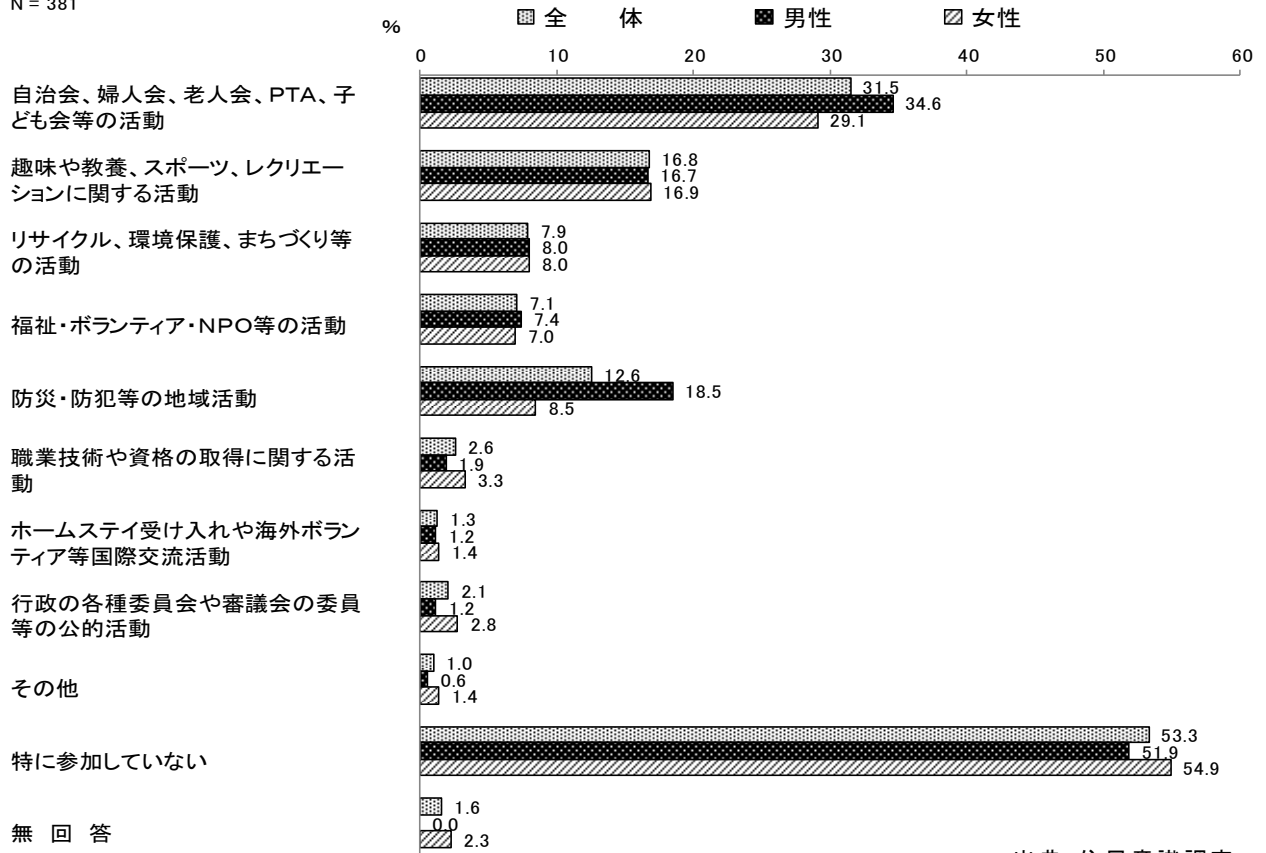


出典：住民意識調査

◆地域活動への参加状況◆

問22 地域活動の参加〔%・複数回答〕

N = 381

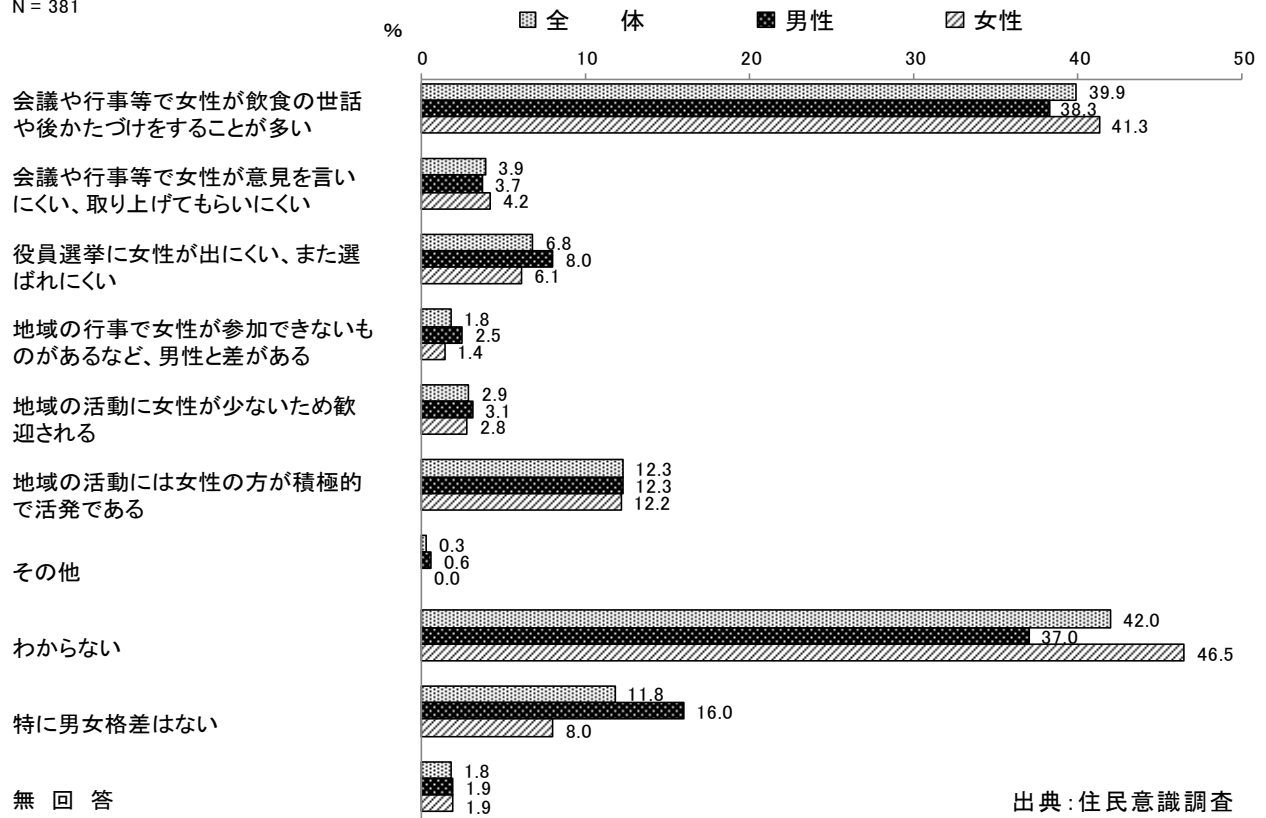


出典：住民意識調査

◆地域活動における格差◆

問23 地域での活動においての男女間の格差〔%・複数回答〕

N = 381

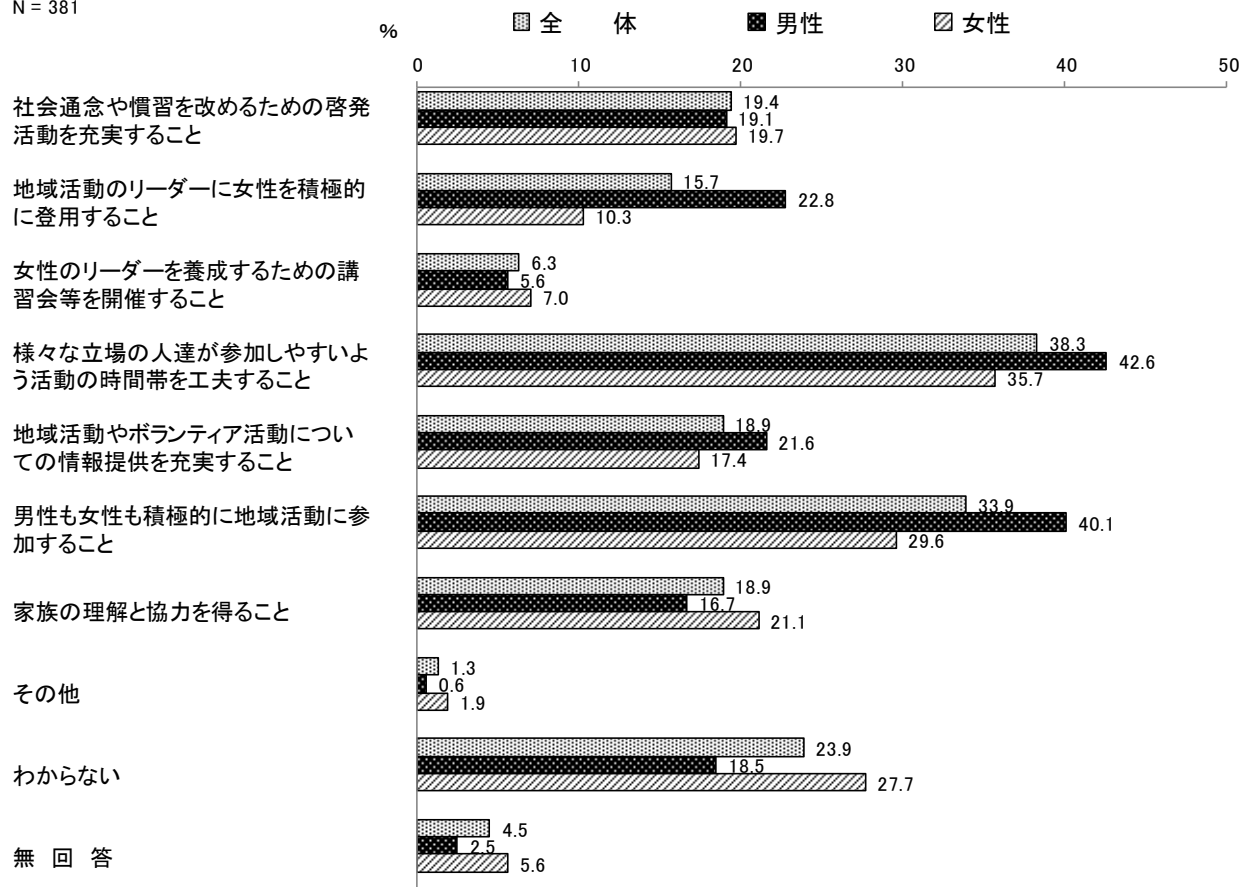


出典：住民意識調査

◆地域社会において必要と思うこと◆

問24 地域で男女共同参画を進めるのに必要な事〔%・複数回答〕

N = 381



出典：住民意識調査

◆◆課題◆◆

女性の視点やニーズをより一層地域の活動に反映させ、男女が年齢に関わらず地域の一員としてともに地域おこしや町づくり、防犯や防災、ボランティアなどの様々な分野の地域活動に参画できるように、仕事や家庭生活で忙しい人も参画しやすい工夫が求められています。

地域の防災・防犯機能の向上のため、男女が協力しあうことの重要性を啓発する必要があります。高齢化が進む本町においては、地域活動の維持・拡充することは安心できる地域づくりにつながることから、より多くの住民に自分のできる分野・範囲で参画を促進することが重要です。

施策の方向

男女がともに主体的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、様々な地域活動への支援に努めます。

防災活動や避難所の運営において、女性の視点を取り入れて防災活動が推進されるように取り組みます。

◆◇町の取組◇◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①地域活動における意識の改革	◆地域における女性団体等への活動支援	町内活動団体の把握と交流支援	総務課はじめ全課
	◆ボランティア活動やまちづくり活動などを行う団体への、男女共同参画の促進に向けた情報提供や、活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援	自治会活動などの場への女性の参加を促すために、広報等を利用して女性の参画の必要性を啓発する。	総務課
②防災・防犯等における男女共同参画の推進	◆地域での防災訓練や避難訓練などを通じた、より多くの女性に防災についての意識を高める機会の提供	自主防災組織における女性役員の登用を働きかけ、防災訓練への女性の参加を呼びかける。	総務課
	◆防災計画や防災マニュアルなどにおいて、男女のニーズの違いを反映した取組の促進	防災研修のテーマに女性にあった内容を取り入れる。	総務課
	◆女性や子ども、高齢者にやさしい町づくりを実現するため、地域住民や関係機関と連携した防犯体制の充実	登下校時の児童生徒の見守りや、一人暮らしの高齢者への声かけ活動を推進する。 交通安全や消費生活など地域の安心・安全活動を推進する。	総務課 健康福祉課 教育委員会

◆◇地域でやってみよう◇◆

お互いに支えあおう！
○佐川町の女性は地域の活動等で活躍している方も多いです。しかし、飲食や片付けは女性だけがしていたり、組織が小さく身近になるほど女性が声を出しにくい雰囲気になりがちですので、みんなで協力しあいましょう。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◆

まとめ
○男女共同参画計画に関して、開かれた場での十分な討議が必要となる。日常的に男性の発言する場は沢山あるが、女性の場合は限られている。女性の意見が反映される場が必要。
○女性団体にも参加協力を求め、男女の声が聞けるように配慮する。また、参加呼びかけの際には、出席者をイメージして広い層の方が参加、発言できる工夫をする。

基本方針2 「様々な分野への男女共同参画」の指標

指標項目	現状	目標	備考
町の審議会（広域を除く）等での女性委員の占める割合	37.6% （平成29年度）	40.0%	総務課
「会議や行事等で女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」とする女性の割合	41.3%	30.0%	住民意識調査

3 働く環境づくり



仕事と生活の調和

【基本施策5】 職場における男女共同参画の推進（佐川町女性活躍推進計画）

- ①雇用・就業における男女共同参画の推進
- ②セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ③農業・商工自営業等における男女共同参画の推進

現状と課題

◆◇現状◇◆

近年、働く女性は長期的に増加傾向にあり、就業構造の変化や、女性の職業意識の変化等を背景に勤続年数の伸長、女性活躍の推進など、社会も女性の労働力をますます必要としています。ライフスタイルの変化や経済的理由など、様々な要因から就業継続や再就職を希望する女性も増えており、男女の働き方や就業しやすい環境づくりが一層重要となっています。男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業制度など法整備も進んできましたが、男性を中心とする雇用慣行は根強く、住民意識調査では昇進や賃金等の面で平等感に差異がみられます。

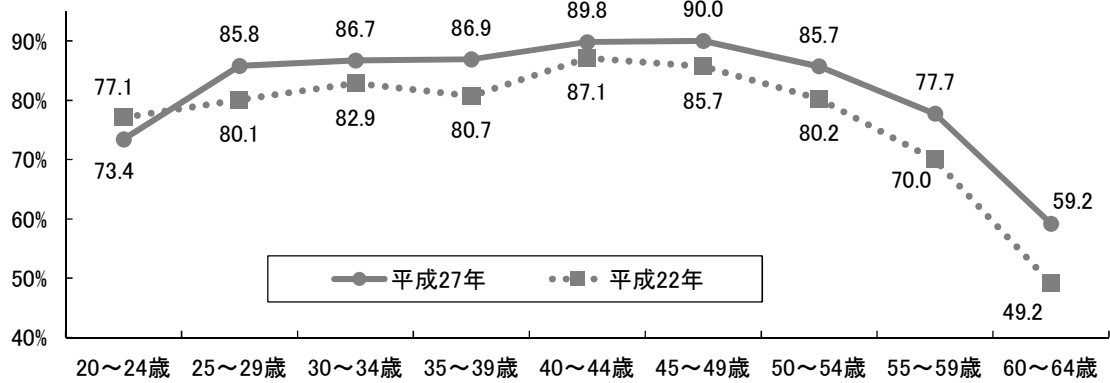
国勢調査では、本町の女性労働力率は30～50歳代は継続して高く、平成22年よりも平成27年は上昇しており、既婚女性の労働力率も高いことから、継続して就業する女性が多いことが伺えます。また、女性就業者の75%前後が第3次産業に従事しており、第1次産業と第2次産業がそれぞれ10%強となっています。その中で農業や商工業等の自営業の分野では、実質的に生産と経営を女性が担っていることが多いものの、家族従業が多く、職業人として経営に参画しにくい面も見受けられます。

住民意識調査では、職場の「教育や研修」「有給休暇の取得」に関して、男女平等になっているという回答がある一方で、「賃金・昇給」「昇進や昇格」などは男性優遇の意識が比較的多くなっています。また、「教育や研修を、性別に関係なく実施している」や「仕事と家庭の両立のための制度を整備し、活用を促進している」「人事考課基準を明確に定めている」事業所もみられます。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメント^{注3}については「自分のまわりに経験した人がある」「自分が直接経験したことがある」という回答もみられ、「自分が直接経験したことがある」は女性で27.7%回答されています（43ページ参照）。事業所ではハラスメント防止の取組として「苦情・相談があった場合には対応している」や「社内規定等でとりまとめ、従業員に対して明示している」等を行っている事業所もみられ、様々な面での職場環境の向上が重要となることが伺えます。

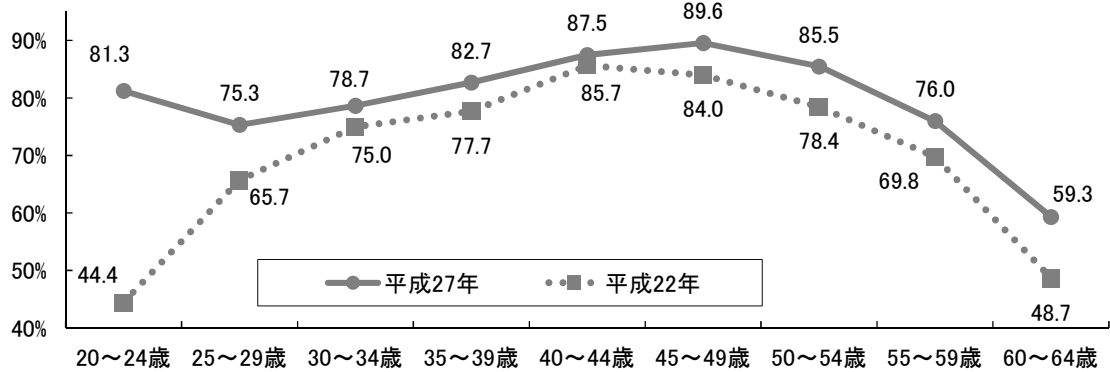
3注 3【セクシュアル・ハラスメント】相手の意に反した不快な性的言動のこと。

◆女性の労働力率(平成 22・27 年)◆



出典: 国勢調査

◆既婚女性の労働力率(平成 22・27 年)◆



出典: 国勢調査

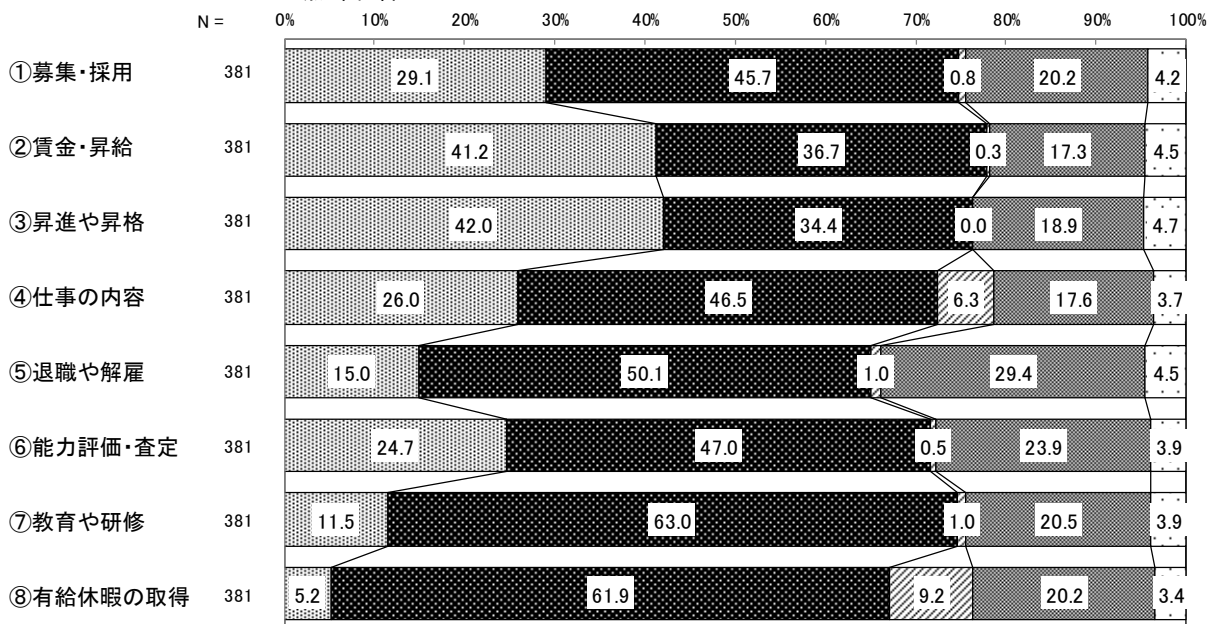
◆職場における平等感◆

問13 職場での男女の扱い[%]

☐ どちらかといえば男性の方が優遇されている
☐ どちらかといえば女性の方が優遇されている
☐ 無 回 答

☒ ほぼ平等になっている

☒ わからない

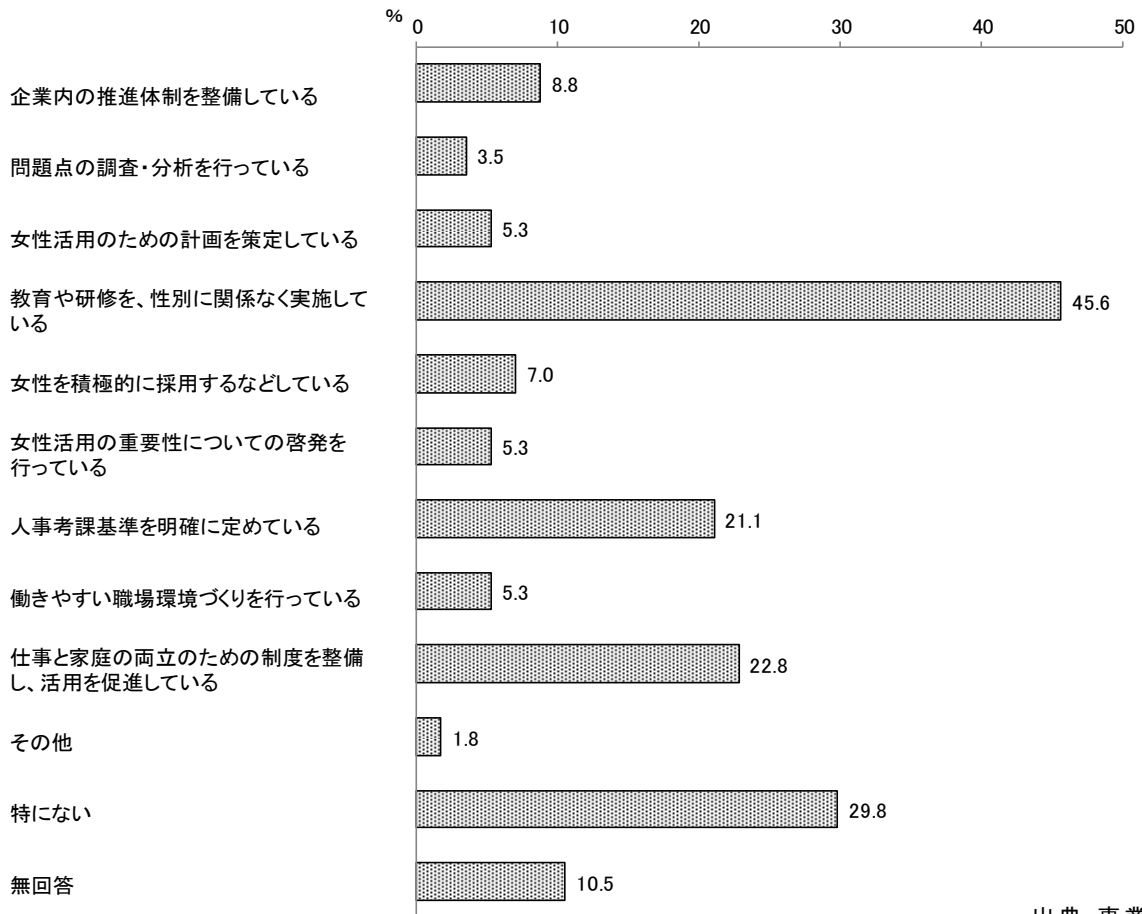


出典: 住民意識調査

◆女性活躍のための事業所での取組◆

問10 取り組んでいること[%・複数回答]

N = 57

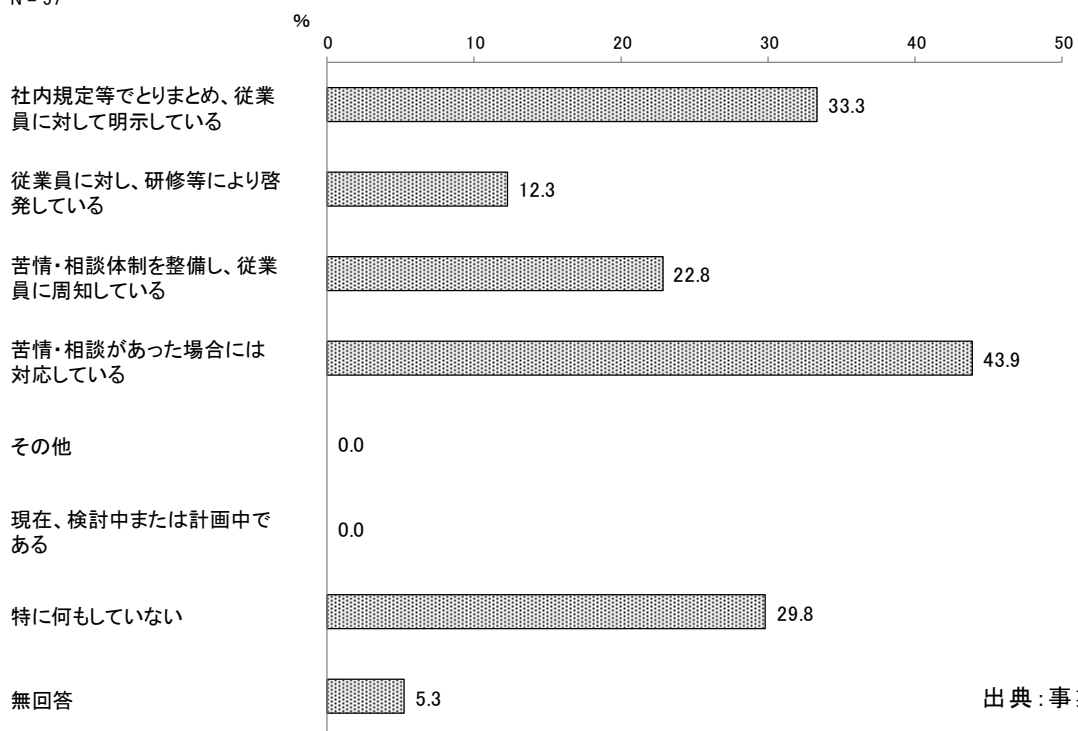


出典：事業所調査

◆職場におけるハラスメント防止の取組◆

問21 ハラスメント防止の取組[%・複数回答]

N = 57



出典：事業所調査

◆◆課題◆◆

本町の女性の労働力率は高く、各年代で上昇傾向であり、仕事は生活の基盤となっており、様々な雇用・就業の分野において、男女の均等な機会と待遇の確保や女性の就業継続と再就職支援の取組を、関係機関と連携して推進する必要があります。女性が働き続けることに対する理解や認識を深め、職場復帰や再就職の支援や働き続けやすい環境づくりとともに、男性にとっても働きやすい環境づくりが求められます。

事業所や地域において、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力であるという意識を深めるとともに、相談や被害者支援等の体制づくりが必要です。

施策の方向

女性の就労を支援するため、また男女にとって働きやすい環境づくりに向け、関係機関と連携し、求人情報の提供や職業能力向上のための学習機会の充実などに努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント等各種ハラスメント防止対策などを推進します。

また、農業、商工自営業等における家族経営協定締結の推奨や、意思決定の場への女性の参画促進など、関係団体と連携して取り組みます。

◆◆町取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①雇用・就業における男女共同参画の推進	◆関係課及びハローワーク等との連携による、男女雇用機会均等法や労働基準法等をはじめとする法制度や、女性の雇用及び労働条件向上に関する情報の収集・提供	男女雇用機会均等法に基づき禁止されている措置や義務とされている措置について、広報などで啓発する。	産業建設課
②セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	◆セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等防止に向けた啓発	広報やホームページ等による告知、チラシやパンフレットの配布などを通じ、セクハラ等の発生を未然に防止するための啓発活動を行う。	総務課
③農業・商工自営業等における男女共同参画の推進	◆家族経営協定 ^{注4} の締結等による女性や後継者等、農業従事者の地位及び役割を明確化することなどについての、様々な機会を通じた意識啓発	農業改良普及所等と連携して、家族経営協定の普及及び締結促進に努める。	産業建設課
	◆商工会等の関係団体と連携し、自営業者への男女共同参画についての啓発や情報提供	商工会等関係機関と連携して各種講座を開催する。	産業建設課

4注 4【家族経営協定】家族で農業経営を行う場合に、経営方針や役割分担、就業条件などについて、家族間の話し合いに基づき取り決めるもの。

◆◇地域でやってみよう◇◆

みんなが働きやすい環境をつくろう！

- 事業所は男女が仕事と家庭生活を両立するための支援策を充実しましょう。
- 一人ひとりがやりがいを感じ、いきいきと働ける職場環境をめざして、事業所は職員の声を聞き、働きやすい環境づくりを進めましょう。
- 職場で男女共同参画について話し合う場を設けたり、自分たちの職場について意見を出し合って改善につなげる場をつくりましょう。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◆

まとめ

- 男性は仕事、女性は家事という社会の意識は根強い。男女ともに必要となる仕事に打ち込めるような同僚や家族の理解が不足している。
- 女性が多様な年齢で力を発揮できるよう、国全体で女性の働きやすい環境を整えていくことが大切。（子育て、介護、障害者等の施策の補充が必要）
- 核家族で子育てをしている家庭が多い中、女性だけに育児負担がかからないよう男性の育児休暇などが取りやすいような職場環境を望む。

【基本施策6】 仕事と家庭の両立支援（佐川町女性活躍推進計画）

- ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進
- ②子育て支援や家族介護支援の充実

現状と課題

◆◇現状◇◆

働く人一人ひとりが、健康で安心して仕事と家事・育児・介護等の家庭生活を両立できる環境づくりを進めていくことが、働く人にとっても事業所にとっても社会にとっても大切なテーマとなっています。従来の長時間労働を前提とした働き方を見直すことなどが、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らせ、事業所にも生産性向上や優秀な人材確保に役立つといわれています。

住民意識調査では、仕事と家庭生活をともに優先したいと考えていても、「仕事を優先している」現状がみられ、男性でその傾向が強くなっています。また、家庭内の仕事の分担も「主に妻」が担っているものが大半で、「男性はもっと家事や育児等の家庭生活に参画すべき」という意見が多くみられます。女性が仕事をしていく上では家事や夫や子どもの世話の負担が大きいことがあげられています。そして、仕事と家庭の両立には「育児・介護休業を気軽に利用できる職場環境づくり」「労働時間を短縮すること」「高齢者や病人の介護サービスを充実すること」などが求められています。子育てや介護は家族が第一義的な責任の下に行われていますが、社会全体でわかしあえるように、子育てや介護等の健康福祉サービス等の支援策が推進されています。男女共同参画を積極的に進めるために必要な町の取組としても、「保育など子育て支援のサービスを充実すること」ことや「介護など高齢者を支援するサービスを充実すること」が求められています。若い世代は男女の別なく家事や育児に参加している人が多くみられるようになりました。壮年、高齢世代では単身者や配偶者を亡くした人で、健康を維持しにくくなったり、生活に支援が必要になる場合でも、自分の力で家事等ができるように、料理教室などの集いを開催しています。

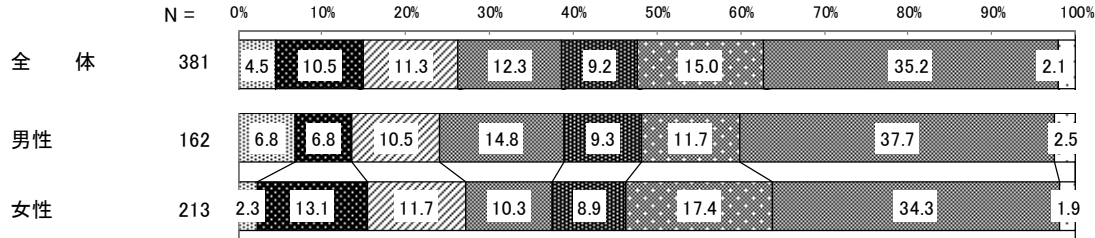
事業所実態調査では、育児・介護（看護）休業制度の定着のための課題として「休業中の代替要員の確保」が多く回答されています。

◆日常生活における理想と現実◆

[理想]

問14 「仕事」「家庭生活」「プライベート」優先度①理想[%]

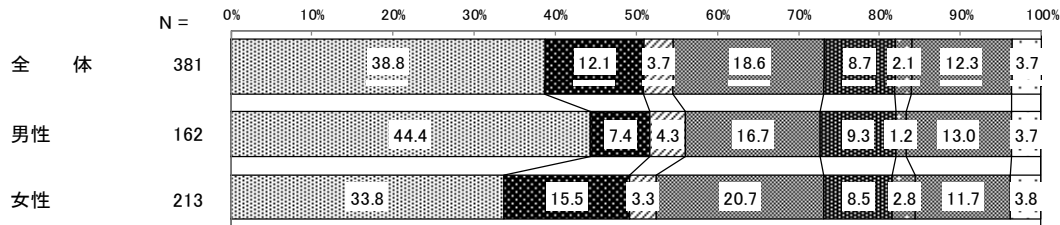
- ☐ 仕事を優先したい ☐ 家庭生活を優先したい
☐ プライベートな時間を優先したい ☐ 仕事と家庭生活をともに優先したい
☐ 仕事とプライベートな時間をともに優先したい ☐ 家庭生活とプライベートな時間をともに優先したい
☐ 仕事・家庭生活・プライベートな時間をともに優先したい ☐ 無 回 答



[現実]

問14 「仕事」「家庭生活」「プライベート」優先度②現実[%]

- ☐ 仕事を優先している ☐ 家庭生活を優先している
☐ プライベートな時間を優先している ☐ 仕事と家庭生活をともに優先している
☐ 仕事とプライベートな時間をともに優先している ☐ 家庭生活とプライベートな時間をともに優先している
☐ 仕事・家庭生活・プライベートな時間をともに優先している ☐ 無 回 答

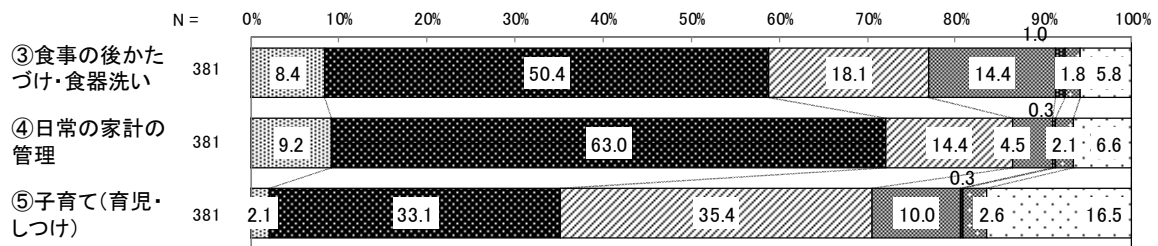


出典：住民意識調査

◆現実の家庭内の仕事の分担◆

問21 家事分担・現実[%]

- ☐ 主に夫 ☐ 主に妻 ☐ 夫婦が協力して ☐ 家族が協力して
☐ 主に子ども ☐ その他の人 ☐ 無 回 答

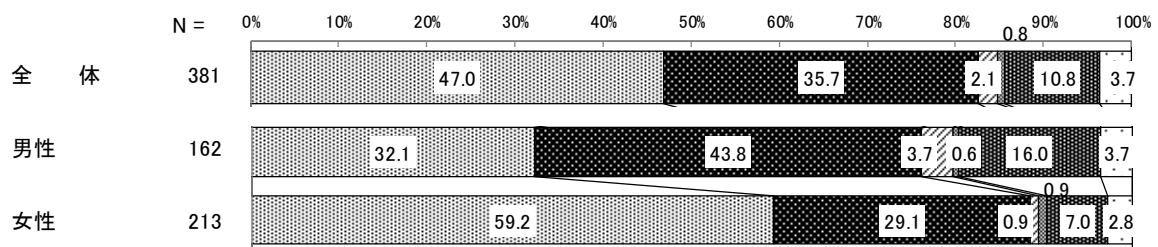


出典：住民意識調査

◆「男性はもっと家事や育児等の家庭生活に参画すべき」という考えについて◆

問19 ⑦男性はもっと家事や育児等の家庭生活に参画すべき[%]

- ☐ 賛成 ☐ どちらかといえば賛成 ☐ どちらかといえば反対 ☐ 反対 ☐ わからない ☐ 無 回 答

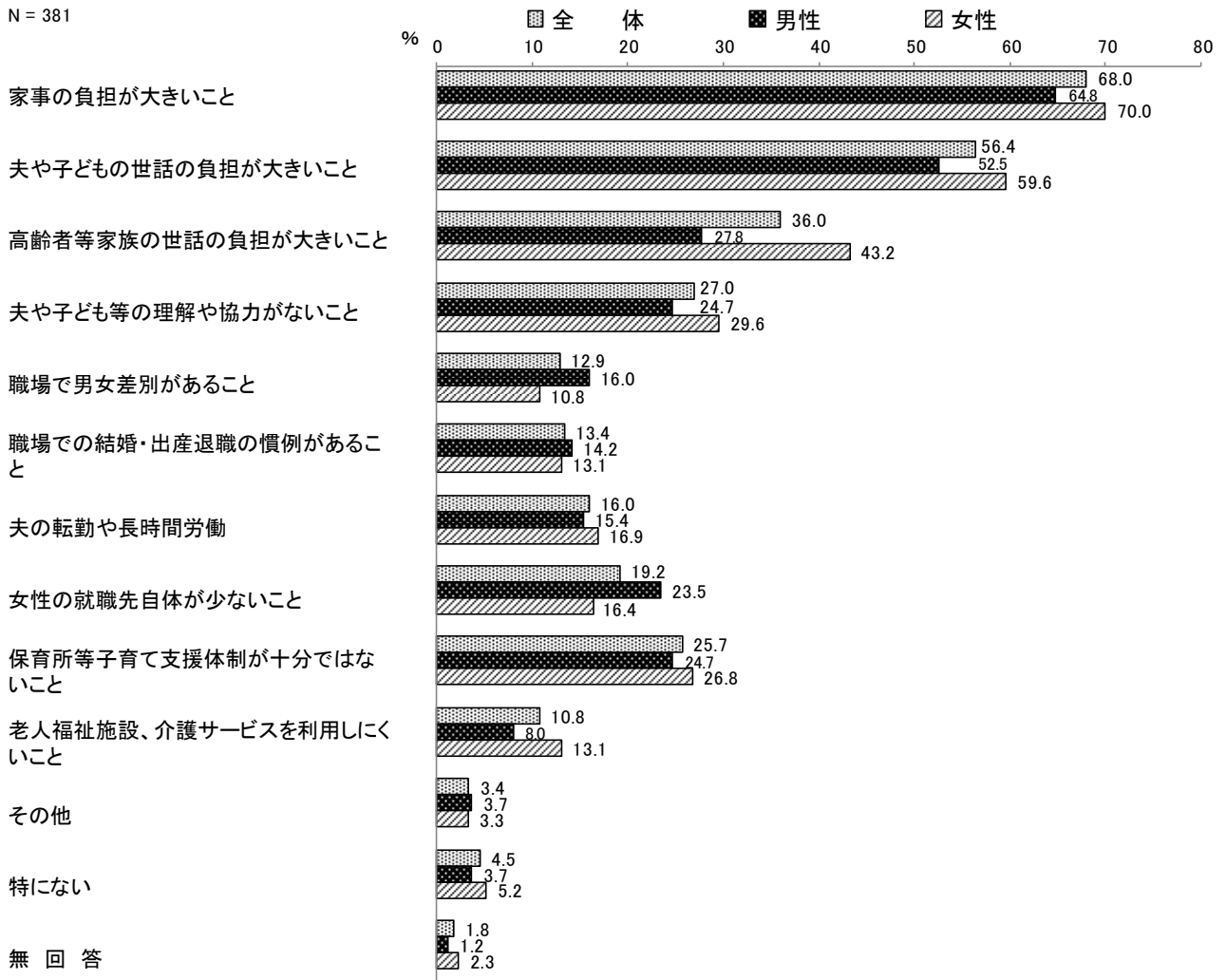


出典：住民意識調査

◆女性が働く上で支障になること◆

問12 女性が働く上で、支障となること〔%・複数回答〕

N = 381

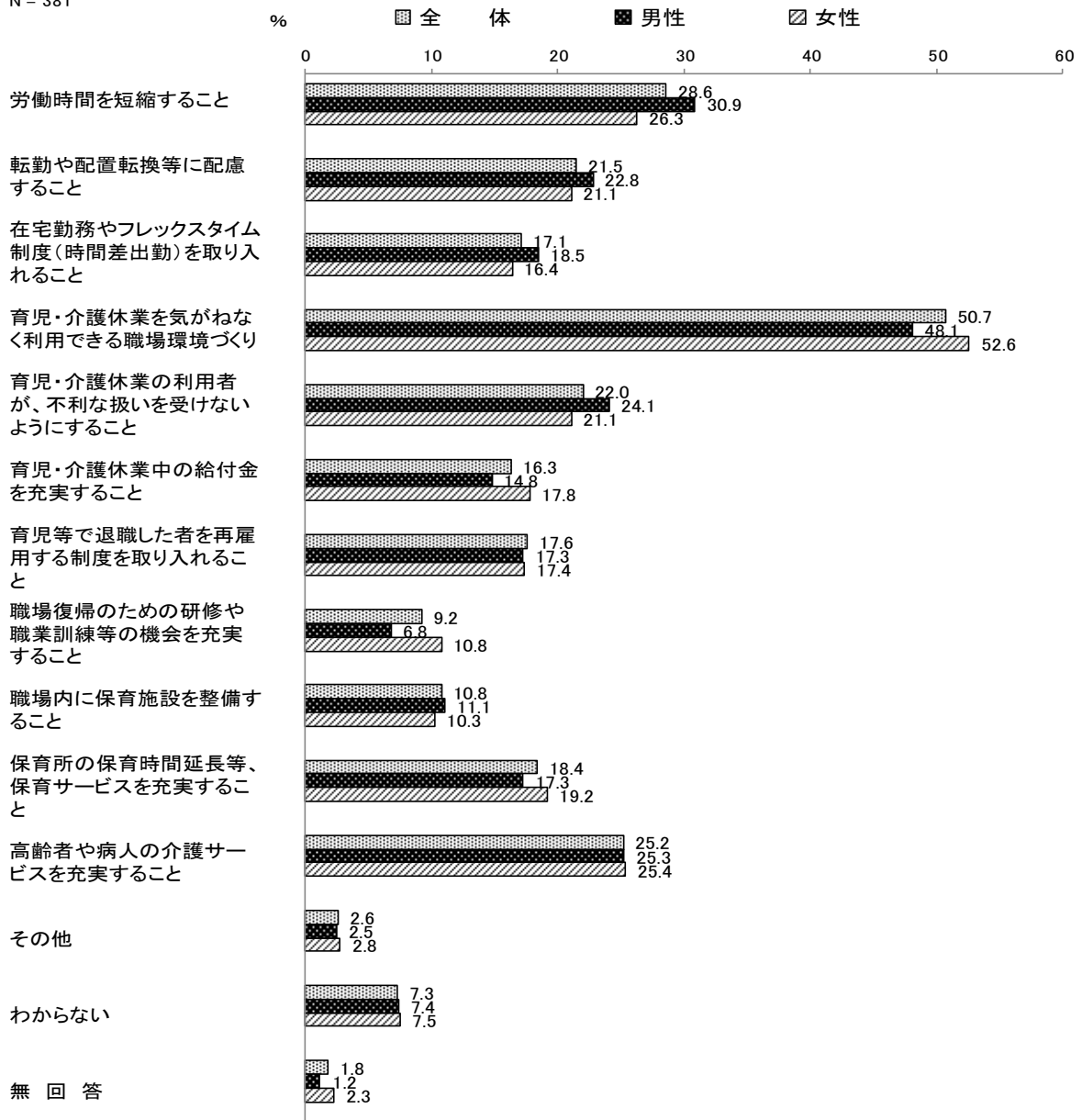


出典：住民意識調査

◆仕事と家庭の両立に向けて必要なこと◆

問15 仕事と家庭の両立をし続けるのに必要なこと〔%・複数回答〕

N = 381



問15. 仕事と家庭の両立に必要と思うこと

	全体	労働時間を短縮すること	転勤や配置転換などに配慮すること	在宅勤務やフレックスタイム制度(時間差出勤)を取り入れること	育児・介護休業を気がねなく利用できる職場環境づくり	育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること	育児・介護休業中の給付金を充実すること	育児等で退職した者を再雇用する制度を取り入れること
前回	399 100.0	91 22.8	79 19.8	60 15.0	195 48.9	94 23.6	56 14.0	103 25.8
今回	381 100.0	109 28.6	82 21.5	65 17.1	193 50.7	84 22.0	62 16.3	67 17.6

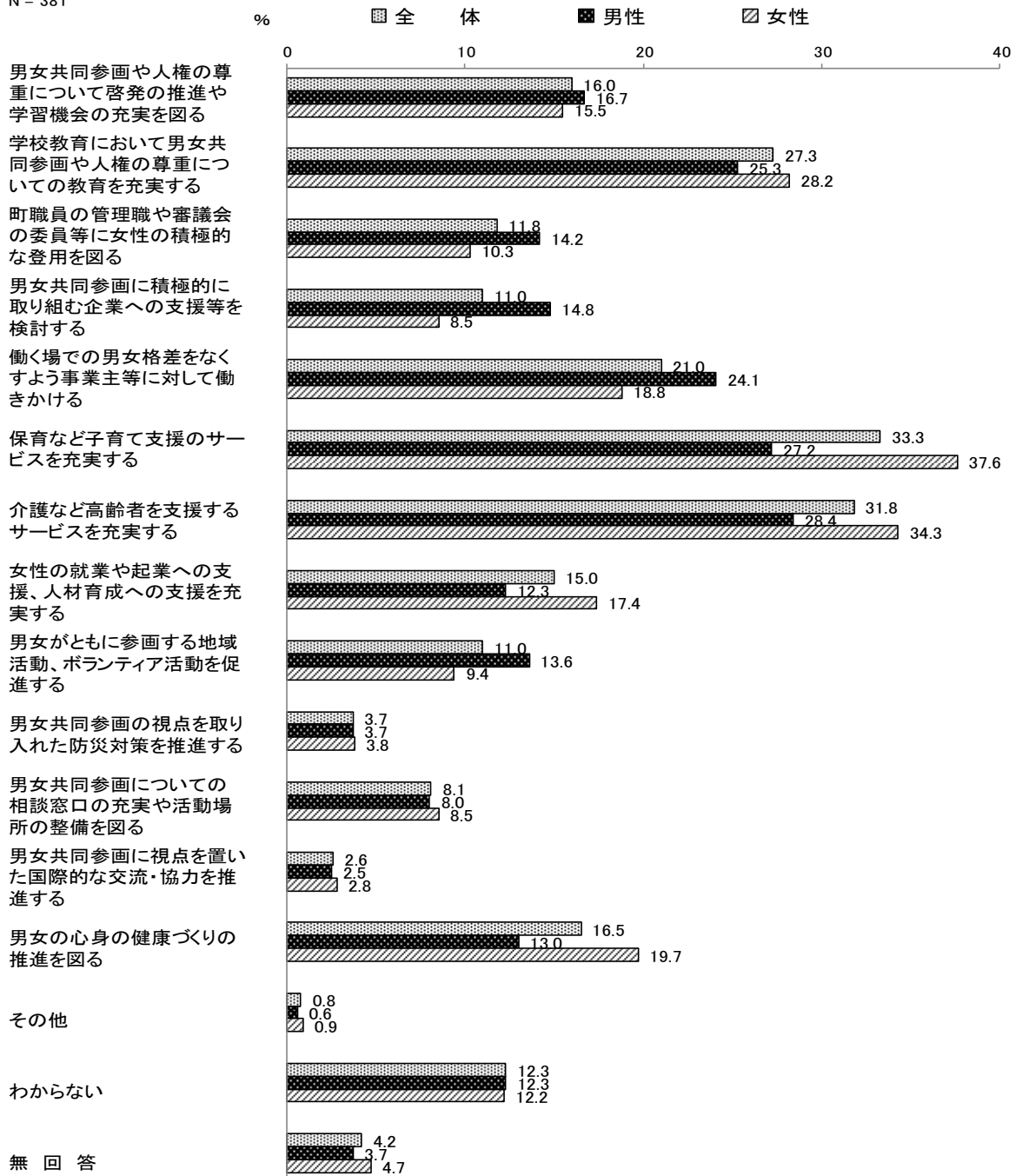
	職場復帰のための研修や職業訓練などの機会を充実すること	職場内に保育施設を整備すること	保育所の保育時間延長等、保育サービスを充実すること	高齢者や病人の介護サービスを充実すること	その他	わからない	無回答
前回	41 10.3	40 10.0	100 25.1	144 36.1	12 3.0	14 3.5	10 2.5
今回	35 9.2	41 10.8	70 18.4	96 25.2	10 2.6	28 7.3	7 1.8

(上段:人、下段:%) 出典:住民意識調査

◆男女共同参画に向けて町で取り組むべきこと◆

問31 男女共同参画において町が力をいれること〔%・複数回答〕

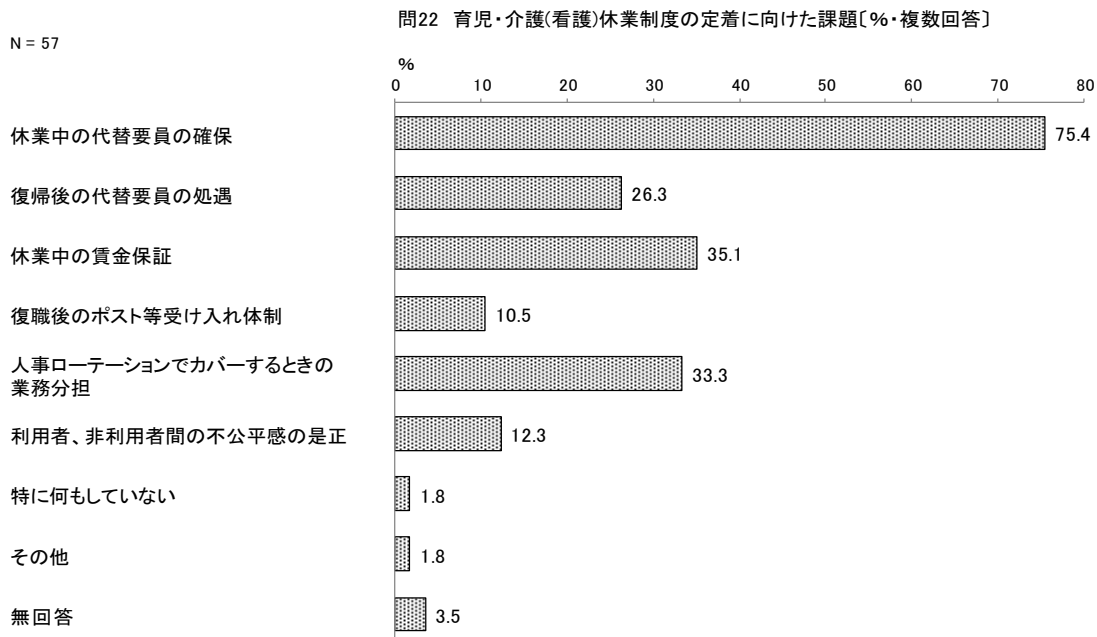
N = 381



問31. 男女共同参画において町が力を入れること								
	全体	男女共同参画や人権の尊重について啓発の推進や学習機会の充実を図る	学校教育において男女共同参画や人権の尊重についての教育を充実する	町職員の管理職や審議会の委員などに女性の積極的な登用を図る	男女共同参画に積極的に取り組む企業への支援などを検討する	働く場での男女格差をなくすよう事業主などに対して働きかける	保育など子育て支援のサービスを充実する	介護など高齢者を支援するサービスを充実する
前回	399 100.0	81 20.3	150 37.6	69 17.3	54 13.5	80 20.1	165 41.4	— —
今回	381 100.0	61 16.0	104 27.3	45 11.8	42 11.0	80 21.0	127 33.3	121 31.8
	女性の就業や起業への支援、人材育成への支援を充実する	男女がともに参画する地域活動、ボランティア活動を促進する	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進する	男女共同参画についての相談窓口の充実や活動場所の整備を図る	男女共同参画に視点を置いた国際的な交流・協力を推進する	男女の心身の健康づくりの推進を図る	その他	わからない
前回	66 16.5	44 11.0	19 4.8	28 7.0	10 2.5	62 15.5	7 1.8	38 9.5
今回	57 15.0	42 11.0	14 3.7	31 8.1	10 2.6	63 16.5	3 0.8	47 12.3

(上段:人、下段:%) 出典:住民意識調査

◆育児・介護(看護)休業制度の定着に向けた課題◆



出典：事業所調査

◆◇課題◇◆

住民意識調査では、「食事の後かたづけ・食器洗い」「日常の家計の管理」では、主に妻が負担するが5～6割台となっており、女性にかかる負担が大きくなっています。仕事と家庭生活との両立に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や、労働時間短縮に向けた働きかけなど就業環境の向上に向けた啓発と、子育てや介護の支援などの施策を推進する必要があります。

男女ともに育児休暇や介護休暇を取りやすい環境を整えることや男性の家事参加などへの男性自身の抵抗感の低減に向け、働く人・事業所・地域で取り組んでいくことが重要です。

少子高齢化が進み、介護が必要な高齢者と家族を支援するための取組や、多様化する保育ニーズに対応できる体制確保が求められています。

施策の方向

一人ひとりが仕事・家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方・働き方が選択・実現できるように、男女にとってのワーク・ライフ・バランスと働き方改革の普及・啓発を行います。

多様な働き方や休業制度利用を促進するとともに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止などの働きやすい環境づくりを事業所や地域に働きかけます。

◆◇町の取組◇◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	◆再就職及び再雇用の支援	子育てや介護等で一旦仕事から離れた場合でも、再び働くことを望む場合、安心して働くことができるよう、再就職のための支援や事業所等への再雇用制度の整備等に関する働きかけを行う。	総務課
	◆男女のワーク・ライフ・バランスや男性の家庭生活への参画の促進に向けた啓発	男性が仕事だけでなく、家事、育児、介護などにも参画できるよう、広報やホームページ等のあらゆる機会を活用した啓発する。 男性の家事・育児の参画を進めるというテーマで、広報や町のホームページで啓発を行う。	総務課
		育児は、家族皆の協力が大事であるということを意識づけるため、広報やホームページを通じた啓発や父親も参加しやすい学習機会を提供する。	健康福祉課
	◆男女にとって働きやすい環境づくりと働き方改革の普及促進	イクボス宣言企業やくるみん認定、高知県次世代育成支援認証企業などについて周知を図り、取得を促進する。 役場職員の育児休業・介護休業等の取得を促進する。	産業建設課 総務課
②子育て支援や家族介護支援の充実	◆子ども・子育て関連3法に基づく保育所の適正配置や、規模の調整など、より利用しやすい保育所のあり方の検討及び総合的な子育て支援の推進	佐川町子ども・子育て支援事業計画に基づくサービスを実施する。佐川町子ども・子育て会議等での進捗管理を行う。	健康福祉課
	◆一時預かり保育など、様々な保育ニーズに対応した子育て支援サービスの推進	一時預かり事業、子育て短期支援事業(ショートステイ)、低年齢児保育事業、延長保育事業、障害児保育事業、病後児保育事業、ファミリーサポート事業を実施する。	健康福祉課
	◆子育て支援センターでの相談・交流の推進	子育て支援センターを地域の相談やふれあいの場として利用を促進する。	健康福祉課
	◆地域包括ケア体制の整備と高齢者や障害者等の家族介護者への支援	障害児・者の家族の会等への支援（どんぐり会の運営・手をつなぐ親の会補助事業・心の健康づくり事業）や在宅介護手当事業を実施する。	健康福祉課

◆◇地域でやってみよう◇◆

みんなで分担しよう！

○家事、育児、介護を男女がともに協力しあうことが大切です。仕事と家庭生活の両立のために、柔軟に就業できる環境を整えていきましょう。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◆

まとめ

- 若い世代は男女の別なく家事や育児に参加している人が多い。壮年、高齢世代で単身者や配偶者を亡くした人が、自分の力で家事をできるような教室や集いがあればよい。
- 育児、家事、介護等にかかる負担は女性に多い。夫婦で分担して協力しあえるような生活意識は男性にも必要。

基本方針３ 「仕事と生活の調和」の指標

指標項目	現状	目標	備考
男性職員の育児休業取得人数	０人 （２０１７年）	１人 （２０２３年）	総務課
現実の家庭内の仕事の分担について「夫婦が協力して」とする住民の割合	食事の後かたづけ ・食器洗い １８.１％ 子育て（育児・しつけ） ３５.４％	２５.０％ ４５.０％	住民意識調査

4 安心づくり



みんなが笑顔で暮らせるまちへ

【基本施策7】 男女間のあらゆる暴力の根絶（佐川町DV対策基本計画）

- ①暴力を許さない社会づくりの推進
- ②安心できる相談・支援体制の充実

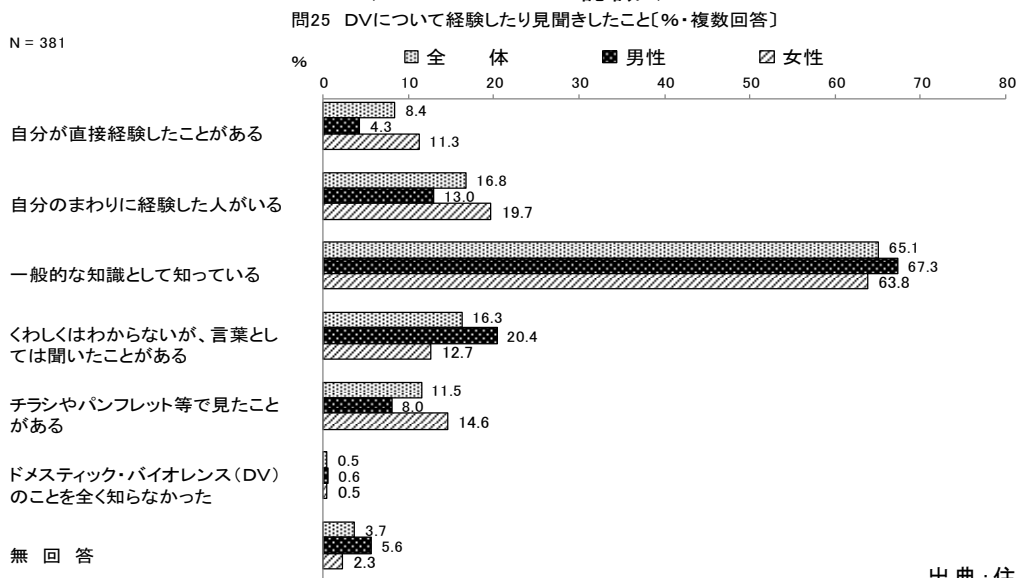
現状と課題

◆◇現状◇◆

配偶者など男女間のDVや恋人同士の間のデートDV⁵など、配偶者やパートナーからの暴力が犯罪の被害に及ぶこともある社会問題となっています。こうした暴力行為には、身体的暴力や経済的・精神的暴力、虐待などが含まれますが、受け止め方や意識の個人差、家庭内や個人の間で起こるため、問題が表面化しにくく、被害が潜在化してしまうおそれもあります。そして、このような暴力行為は重大な人権侵害であり、男女間の問題が子どもなど家族にも大きな影響を及ぼします。

住民意識調査では、DVについては「一般的な知識として知っている」が6割を超え、認識が広まっているといえます。また、DVやセクハラを自分やまわりが経験したことがあるという回答も一部みられます。また、DV経験者でどこにも相談しなかったという回答も多く、男性では経験者数は少ないものの、相談しなかった割合は女性よりも高く、DVが潜在化しやすい課題であることが伺えます。そして、DV防止に最も必要なこととして、「被害者が相談しやすい環境づくりを図る」が最も多く、「家庭や学校で暴力を防止するための教育の充実を図る」や「被害者が援助を求めやすくするための情報提供を充実する」も3割程度回答されています。

◆DVについての認識◆



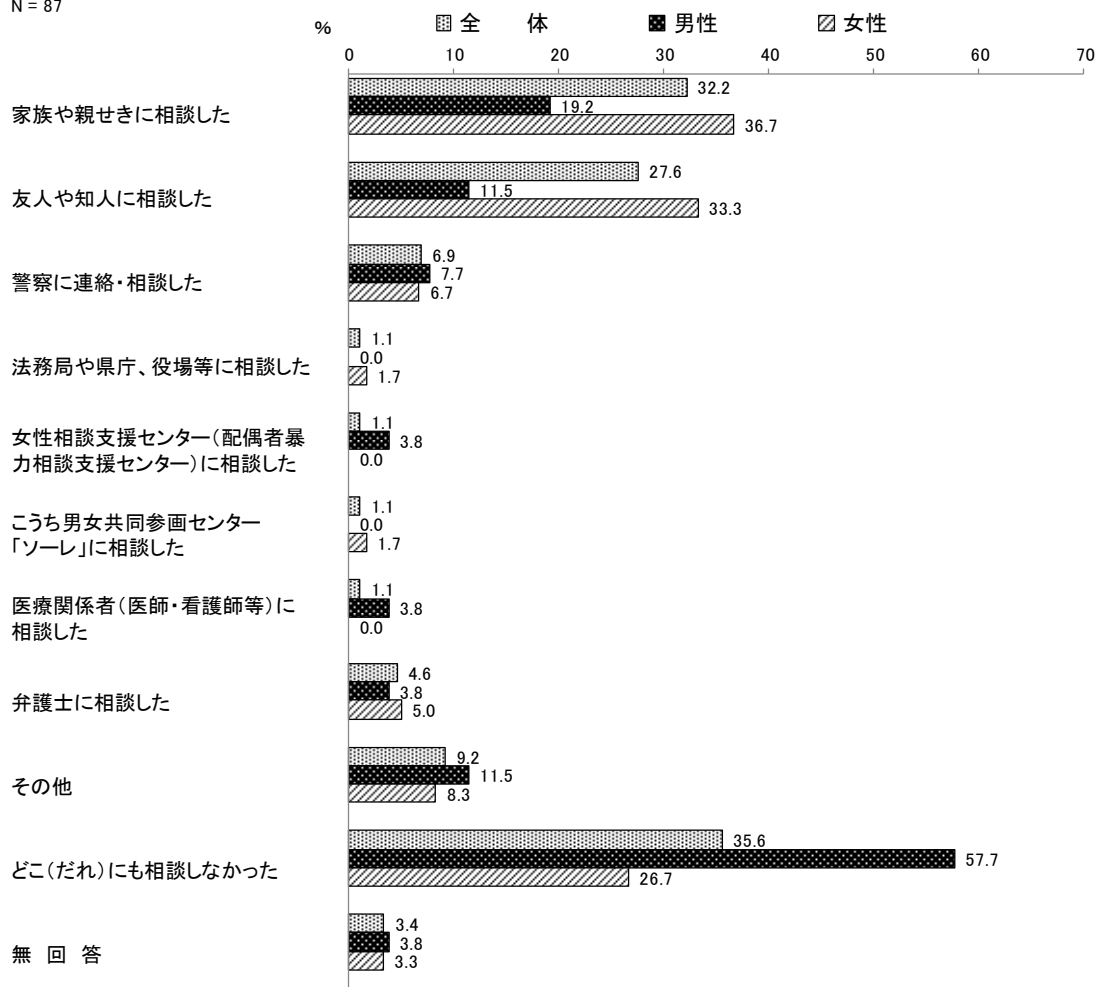
出典：住民意識調査

⁵注 4【デートDV】恋人間の暴力。

◆DVについての相談◆

問26 だれかに打ち明けたり、相談したこと〔%・複数回答〕

N = 87

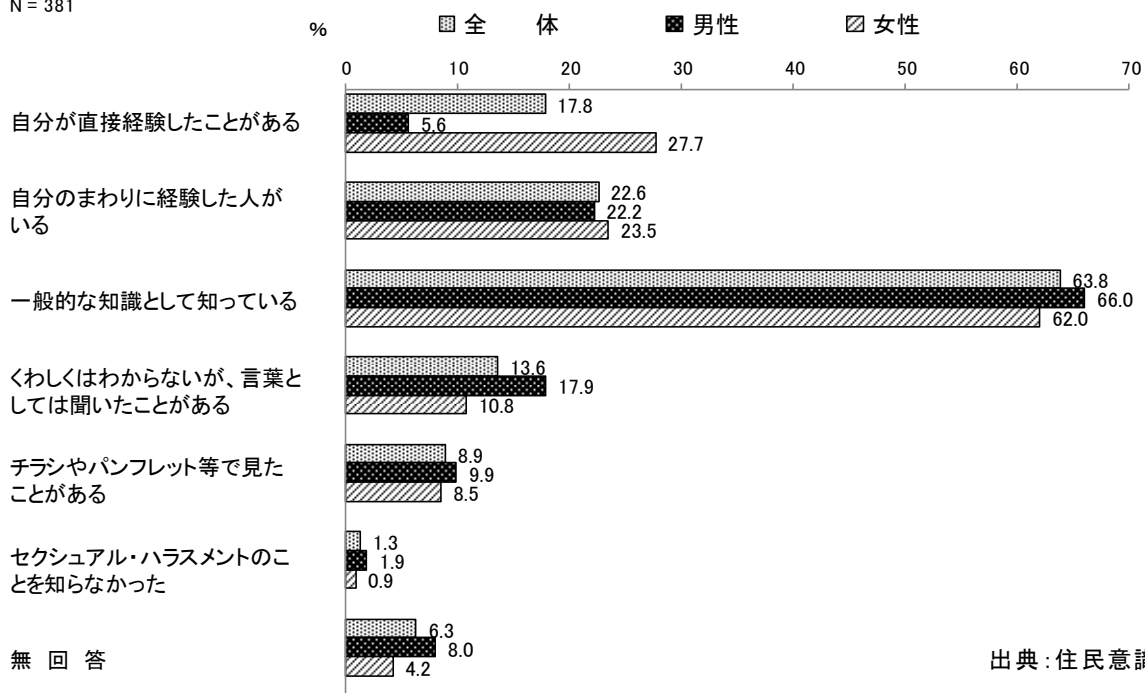


出典：住民意識調査

◆セクハラを経験や見聞きしたこと◆

問17 セクハラを経験したり、見聞きしたこと〔%・複数回答〕

N = 381

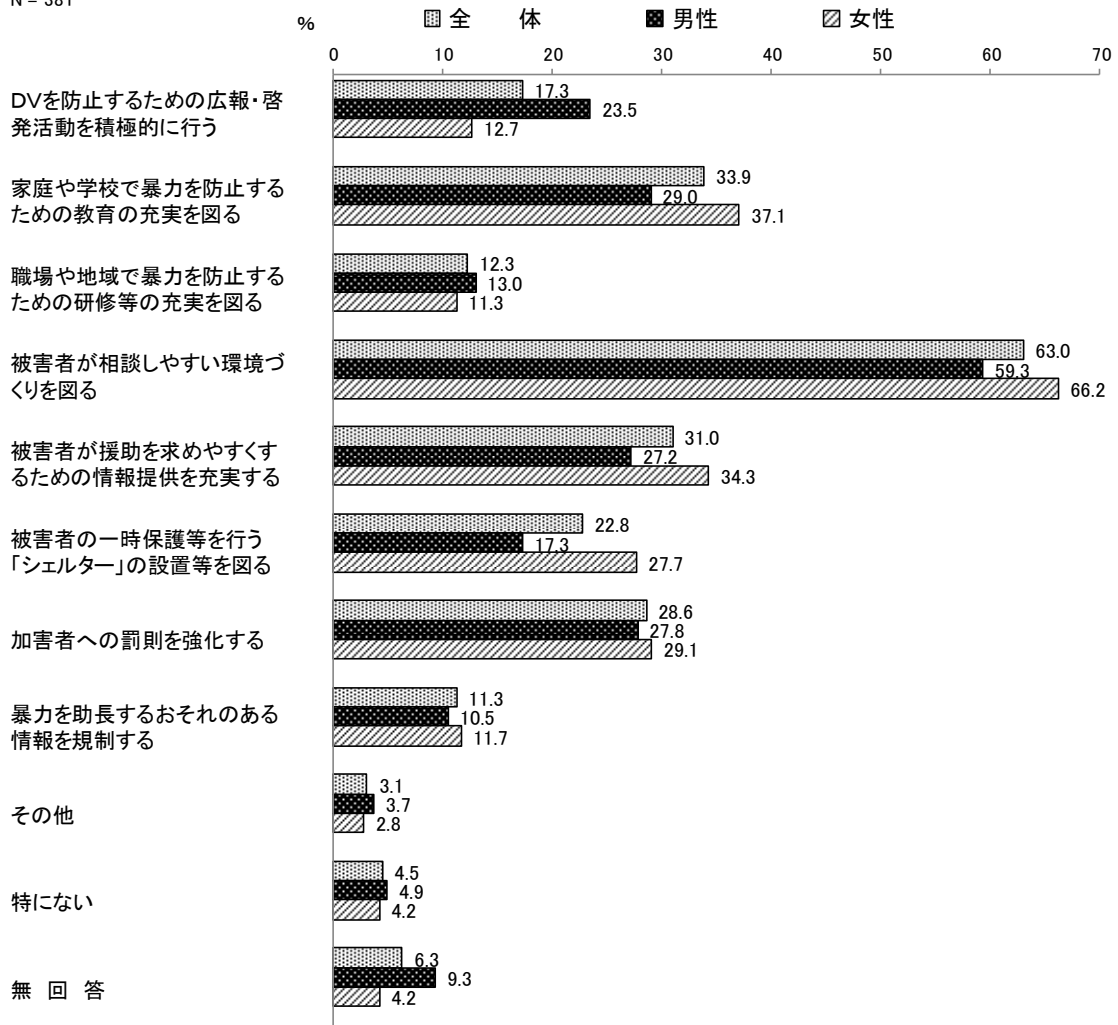


出典：住民意識調査

◆DVを防ぐために必要と思うこと◆

問28 DVを防ぐために必要な取組〔%・複数回答〕

N = 381



出典：住民意識調査

◆◆課題◆◆

住民意識調査では、どこ（だれ）にも相談しなかった回答が最も多く、一方でDVを防ぐために必要なことでは、相談しやすい環境づくりが必要だと回答が多いことから、相談環境の整備が課題です。

あらゆる暴力行為の根絶に向けた啓発活動をはじめ、被害者支援など様々な取組が必要です。家庭や学校等における暴力防止のための教育の充実をはじめ、DV防止のための広報・啓発を積極的に行うことが重要です。

デートDVや虐待等の問題に関しても、子どもの頃からの人権意識の教育とともに、様々な機会を通じた広報・啓発活動が必要です。

関係機関との連携を強化し、DV被害者等に対する、安心できる支援体制づくりの構築が必要であり、初期相談できる場所の周知を図る必要があります。

施策の方向

DVやデートDVなどの暴力、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントを許さない社会を形成していくために、あらゆる機会を通じて暴力根絶のための意識啓発と支援体制の確保を図ります。

◆◇町の取組◆◇

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①暴力を許さない社会づくりの推進	◆男女間の暴力の根絶をめざした広報・啓発活動	DV、デートDV、各種ハラスメントを防止するため、広報やホームページで情報を発信する。	健康福祉課
	◆人権に対する講座等を通じた、男女間の暴力を防ぐための学習機会の充実	DV・ハラスメント防止についての研修会を開催するとともに、各種研修会においてDVに関するリーフレットを配布する。	健康福祉課
	◆安全・安心な町づくりをめざした防犯体制の充実	あいさつ運動の実施や住民みんなが声かけを積極的に実施できるような住民同士の輪をつくる。	総務課
②安心できる相談・支援体制の充実	◆関係機関と連携した被害者のための相談窓口の情報提供	相談者に対して的確な情報提供ができるよう、県・関係機関との情報共有に努める。また、こうち男女共同参画センターの「男性のための悩み相談」についても広報で周知する。	健康福祉課
	◆被害者等の自立に向けた、関係各課、関係機関との連携による利用可能な制度や手続きの支援	相談支援と生活支援、一時保護を関係機関と連携して対応する。	健康福祉課

◆◇地域でやってみよう◆◇

みんなが安心して生活できる社会をめざそう！
○DV防止について正しい理解を深めましょう。DVをみて育つ子どもへの影響、男性も弱音を吐いてよいというジェンダーバイアスフリーのことなどを含め、DV防止に関連すること、つながることについて理解を深めましょう。 ○DVに関しては役場や警察などの相談窓口を知りましょう。また、まわりの人に相談先を知らせてあげましょう。町の相談窓口を相談しやすい体制になるようにし、関係機関と連携して対応しましょう。

【基本施策 8】 健康と福祉環境づくり

- ①健康増進と健康の機会づくり
- ②いのちの大切さを育む意識の啓発
- ③ともに支えあう福祉環境づくり

現状と課題

◆◇現状◇◆

生涯を通じた健康は住民の共通の願いであり、女性は妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面します。男女が互いの身体的な性差を十分に理解しあい、相手に対する思いやりをもつことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。

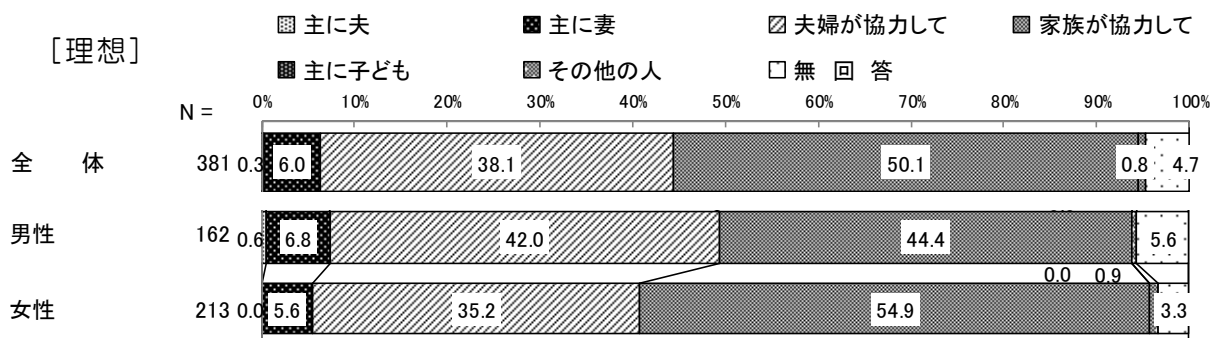
一方、健康の問題のみならず、地域においては、少子高齢化の進行や人間関係の希薄化、単身や夫婦のみの世帯の増加など、様々な社会的環境の変化が生じています。高齢者や障害者、ひとり親家庭など手助けを必要とする人が、特に女性である場合、男性とは異なる困難に直面する可能性も高いといえます。夫婦や家族で協力するのが理想ではあるものの、特に家族の看護・介護を女性が負担している割合が高く、現実と理想のギャップが大きくなっています。

そのため、地域社会における助けあいや支えあいの意識を醸成しながら、福祉的支援の充実した環境を整備して、地域の実状にあった地域包括ケアシステムを確立していくことが重要です。

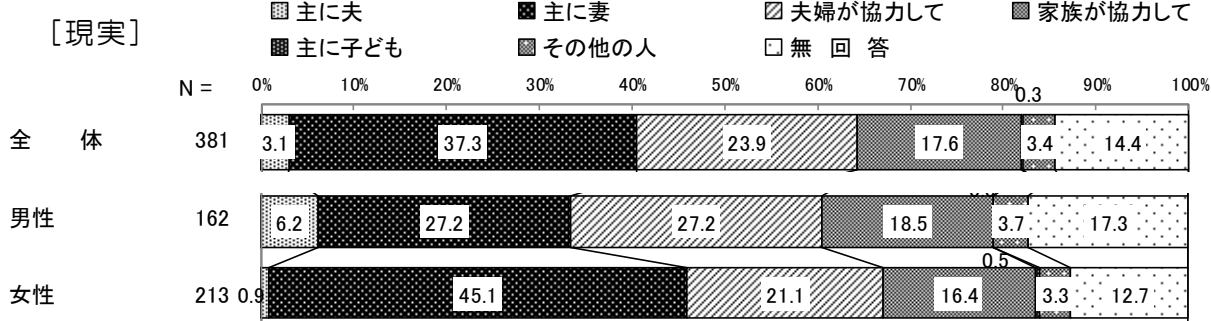
◆「家族の介護(高齢者・障害者)や看護」についての理想と現実◆

看護

問20 家事分担・理想⑥家族の看護[%]

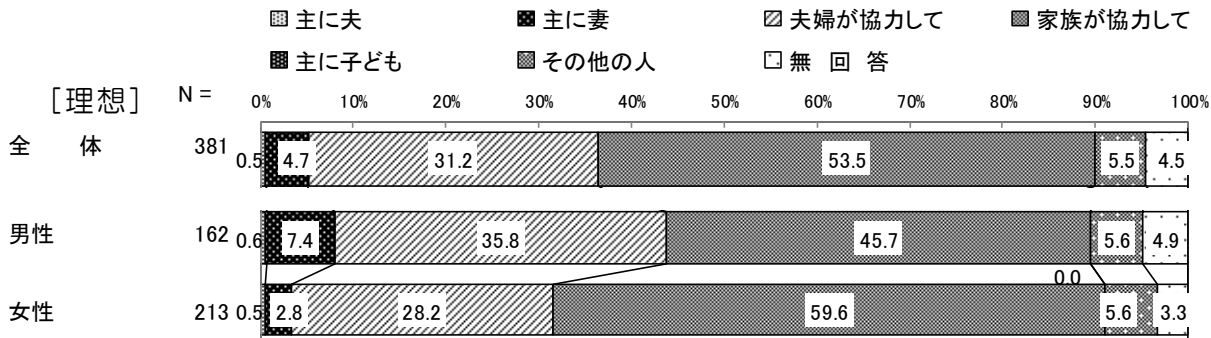


問21 家事分担・現実⑥家族の看護[%]

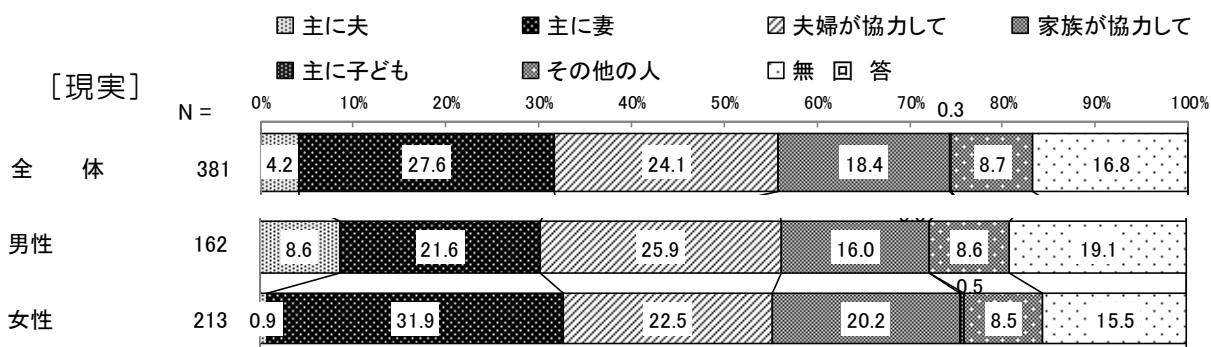


介護

問20 家事分担・理想⑦家族の介護(高齢者・障害者)[%]



問21 家事分担・現実⑦家族の介護(高齢者・障害者)[%]



出典:住民意識調査

◆◆課題◆◆

性別や年齢に応じた健康診査や医療情報等の提供をはじめ、地域におけるスポーツや健康教室等への参加を促進するなど、住民の心身の健康づくりを支援していくことが重要です。

特に、女性はライフステージを通して、男性とは異なる身体上の変化に直面するため、性差に配慮した健康の維持・増進のための取組が必要です。

家族や地域で支えあう福祉環境づくりのために、地域包括ケアシステムの確立と性別に関わらず介護休業等が取りやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

ひとり親家庭や障害者、生活困窮者や外国人など、特にそのような人たちが女性である場合、さらに複合的に困難な状態に置かれやすいことから、適切な支援が必要です。

施策の方向

生涯を通じた心身の健康の保持・増進を支援する取組を充実します。

高齢者及び障害者が地域で安心して暮らせるように、また、介護者等の負担軽減が図れるように地域や関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの確立と支援体制の充実に努めます。

◆◆町の取組◆◆

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
①健康増進と健康の機会づくり	◆母子保健、特定健診やがん検診などの場を活用した、健康づくり・食育活動などについて啓発、ライフステージに応じた健康づくりの支援	乳幼児健診、セット健診時における歯科衛生士、管理栄養士等による健康づくり・食育の啓発、保育所での未就学児とその保護者への食育指導、特別授業枠を活用した児童生徒への啓発、職域単位での出前講座を実施する。	健康福祉課
	◆母子保健事業と保育サービスの連携による、妊娠・出産にかかる支援の充実	妊娠届提出時からの寄り添い支援を実施する。（保健師等による窓口での聞き取り、妊婦アンケートの実施、母子保健・保育サービス等のパンフレット配布）	健康福祉課
	◆「健康福祉センターかわせみ」等でのイベントや育児相談、その他子育て支援活動を通じた母子保健指導の充実	保健師等による子育て相談（月1回かわせみで実施）、赤ちゃん訪問、まみい・ヘルパー訪問事業を実施する。	健康福祉課
②いのちの大切さを育む意識の啓発	◆児童・生徒への日常の教育活動を通じた「いのちの大切さを育てる教育」の推進	日常の全教育活動を通じて実施する。	教育委員会
	◆子育てに楽しみを感じることや、子どもをもつ喜びを味わうことができるよう、体験学習等を通じた次代の親の育成を推進	各保育園での保護者向け講座・体験学習等を実施する。	健康福祉課 教育委員会

施策の方向	主な施策	施策の内容	所管課
③ともに支えあう福祉環境づくり	◆支援を必要とする人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるための介護保険サービスや障害福祉サービスの充実	一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、要介護認定者や障害者などで支援が必要な人に、「障害福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく事業を実施する。（地域自立支援協議会、介護保険運営協議会等での進捗管理）	健康福祉課
	◆地域住民や団体等との連携による見守りや支援活動の促進	町内8地区で民生児童委員・福祉委員等のネットワーク会議を中心に地域と連携して見守りを行う見守り声かけネットワーク事業を継続して実施する。	健康福祉課
		町内4カ所の集落活動センターに集落支援員の配置、また地域福祉の拠点となるあったかふれあいセンター事業を展開し、地域包括支援センターと連携して身近な相談・集いの場を確保する。	健康福祉課
	◆在宅での介護・介助、家族介護支援	男女がともに参画できるよう、知識や技術の習得のための支援として、認知症サポーター養成講座、専門家等による講演を実施する。	健康福祉課
	◆様々な生活上の困難に直面する男女への支援	ひとり親家庭医療費助成事業の実施、児童扶養手当・母子父子寡婦福祉資金貸付・生活困窮者に対する相談等の支援について、男女別のニーズを配慮して、自立に向けた支援を行う。	健康福祉課

◆◇地域でやってみよう◇◆

お互いに助けあって暮らせる環境にしよう！
○男女共同参画の視点に立って、地域で孤立しがちな人や支援が必要な人を支える活動を行い、日頃から声を掛けあい、助けあい、協力しあえる関係を築いて、安心して暮らせる地域にしましょう。

◆◇関係団体からの意見（抜粋）◇◆

まとめ
○独身の方が年を重ね、親の介護のために仕事を辞め困っている話が出ている。家族で支えられる様、婚活も重要なのでは。高齢者の暮らしに関する支援を増やして欲しい。

基本方針4 「みんなが笑顔で暮らせるまちへ」の指標

指標項目	現状	目標	備考
DV被害について「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合	35.6%	25.0%	住民意識調査
特定健診受診率	39.0% （平成29年度）	44.0%	町民課 健康福祉課

第4章 計画の推進に向けて

役場と住民との協働により、総合計画に基づき、佐川町の男女共同参画の取組を進めていきます。庁内の連携体制とあわせて、町と住民との協働による推進体制を整え、本計画の推進及び進行管理に努めるとともに、国及び県や他自治体等との連携を図ります。

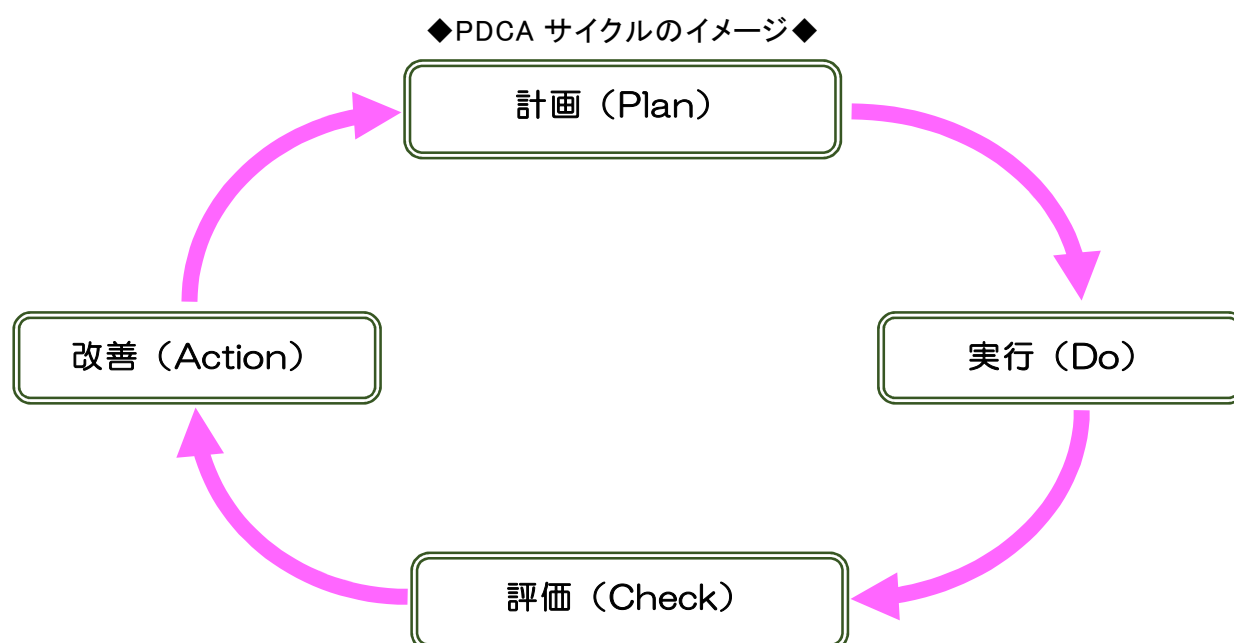
1 庁内及び住民との協働による推進体制の構築

男女共同参画の推進に関する施策は広範に及ぶため、総合計画に基づき、役場組織全体の問題として捉える必要があり、男女共同参画の視点に立った町政や職場づくりに取り組みます。

また、住民の代表者による「佐川町男女共同参画推進委員会」を設置しており、庁内で施策の点検を行い、推進委員会に報告及び協議いただきながら庁内での連携と住民との協働で推進します。

具体的には、計画の進捗については定期的に点検・評価を行い、次の施策の展開に活かすなど、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）のサイクルに基づき、点検・見直しを行うとともに、計画の見直しにあわせて住民や事業所への意識調査を実施し、進展の状況を数値的に把握することとします。

そして、点検・評価について広報やホームページ等で公表するとともに、住民からの意見や提案を計画に反映します。



2 住民との協働による推進と事業所等との連携

地域の関係団体やグループ等の活動と、男女共同参画の取組を共有することができるよう連携を深め、住民一人ひとりが男女共同参画を身近な問題として捉えるよう啓発に努めます。

また、町内の事業所、団体、機関などが男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、地域で主体的に取り組まれるように、様々な機会を通じて地域との連携を図って推進します。

3 国・県等関係機関との連携

計画の推進にあたっては、国・県や他自治体等との連携を図るとともに、本町からも情報発信を積極的に行います。

また、DV 被害者の一時保護など、県や近隣自治体などとの協力により推進する必要がある施策や類似の課題などの解決に向けて、県や近隣自治体などとの協力関係を強化します。

資料編

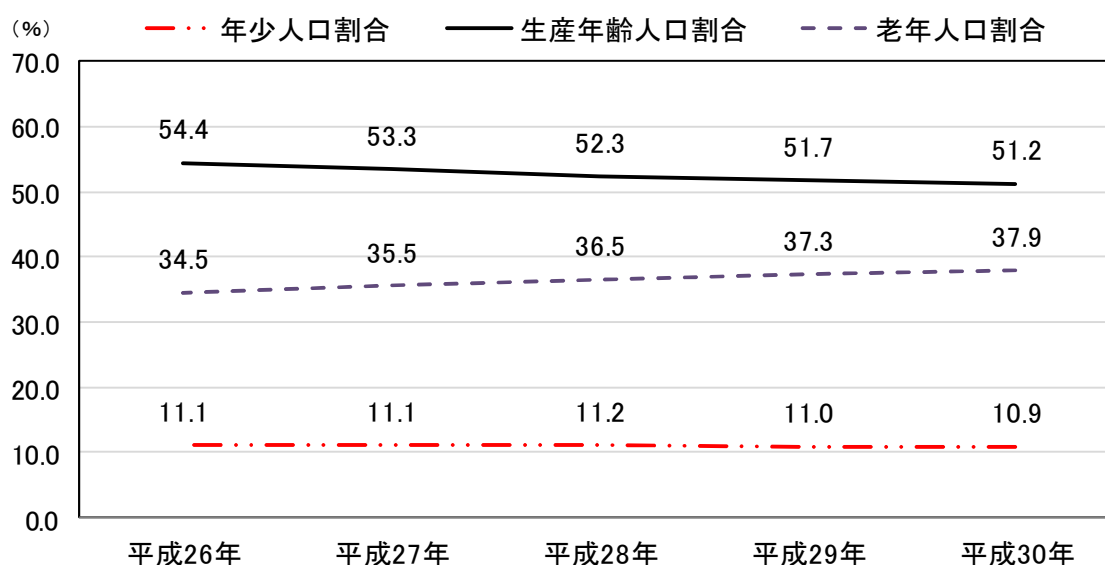
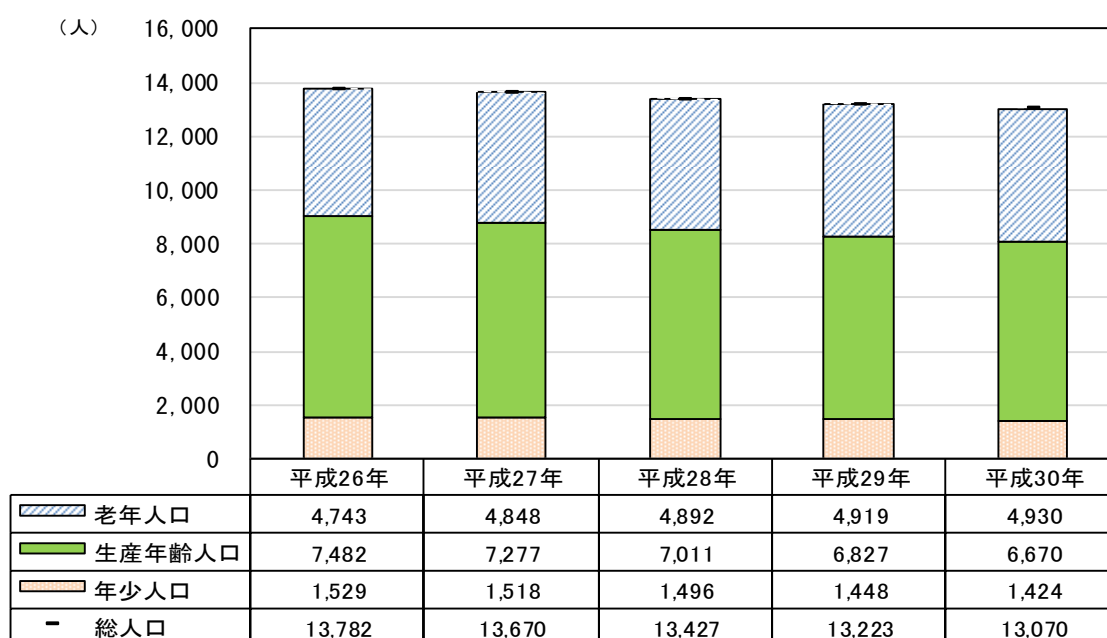
1 本町の現状と環境の変化

(1) 人口等の動き

① 人口・世帯数の推移

住民基本台帳では、平成 26 年の 13,782 人から平成 30 年は 13,070 人と減少しており、年齢区分別では、15～64 歳の生産年齢人口の比率は微減しており、平成 26 年に 54.4%だった構成比は平成 30 年では 51.2%に減少しています。65 歳以上の老年人口は年々微増して、平成 30 年には 4,930 人に上り、構成比は 37.9%になっています。

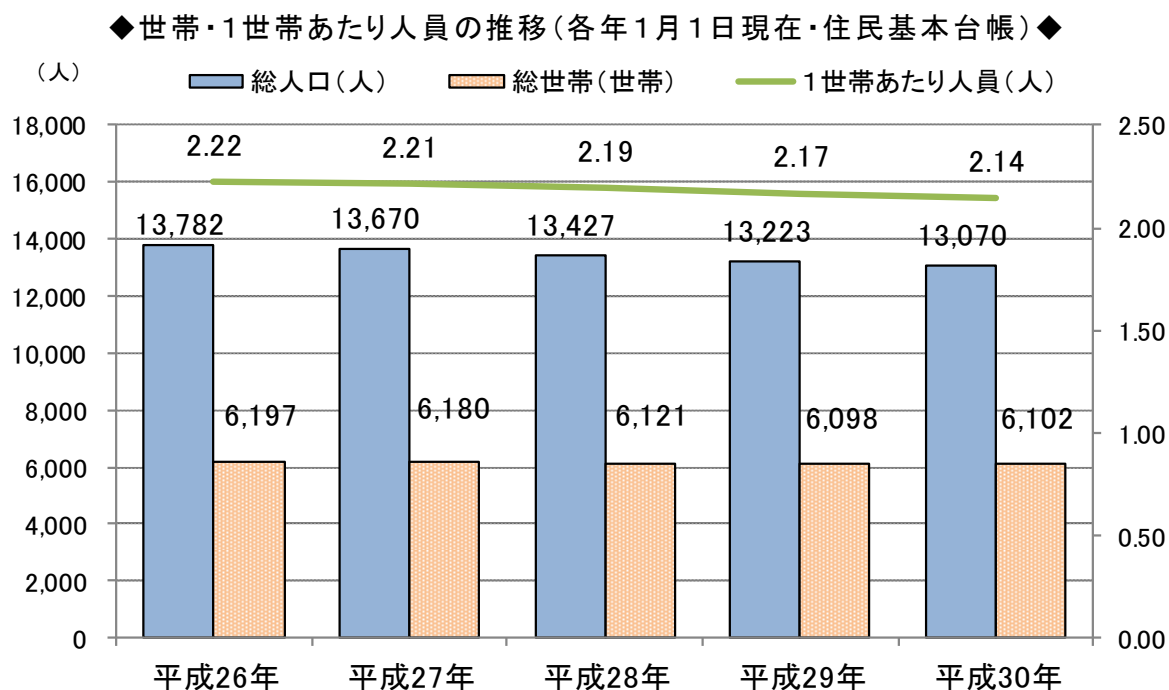
◆人口・人口構成の推移(各年1月1日現在・住民基本台帳)◆



出典:住民基本台帳

② 世帯数

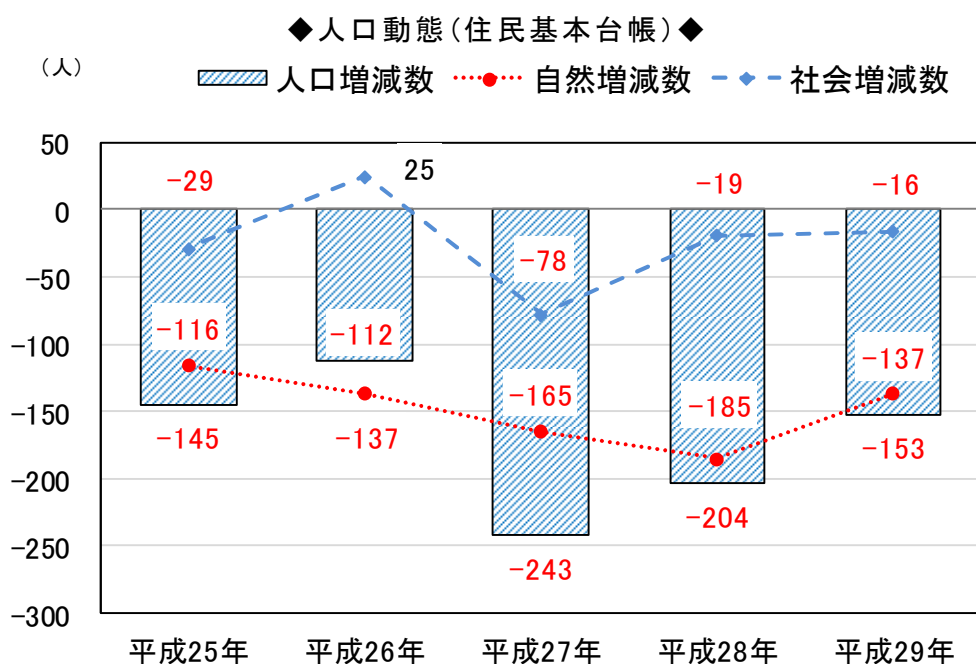
住民基本台帳では、平成 26 年の 6,197 世帯から平成 30 年には 6,102 世帯に微減しており、1 世帯あたり人員は 2.14 人となっています。



出典:住民基本台帳

③ 人口動態

人口増減数は、近年では平成 26 年の-112 人と減少数が少なく、平成 27 年は-243 人と多くなっています。自然増減数は、死亡数が出生数を上回り自然減を続けており、平成 29 年には-137 人となっています。社会増減数は平成 27 年に 25 人と増加したが、平成 29 年は-16 人と減少しています。



※各年1月1日～12月31日累計

出典:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数・総務省自治行政局

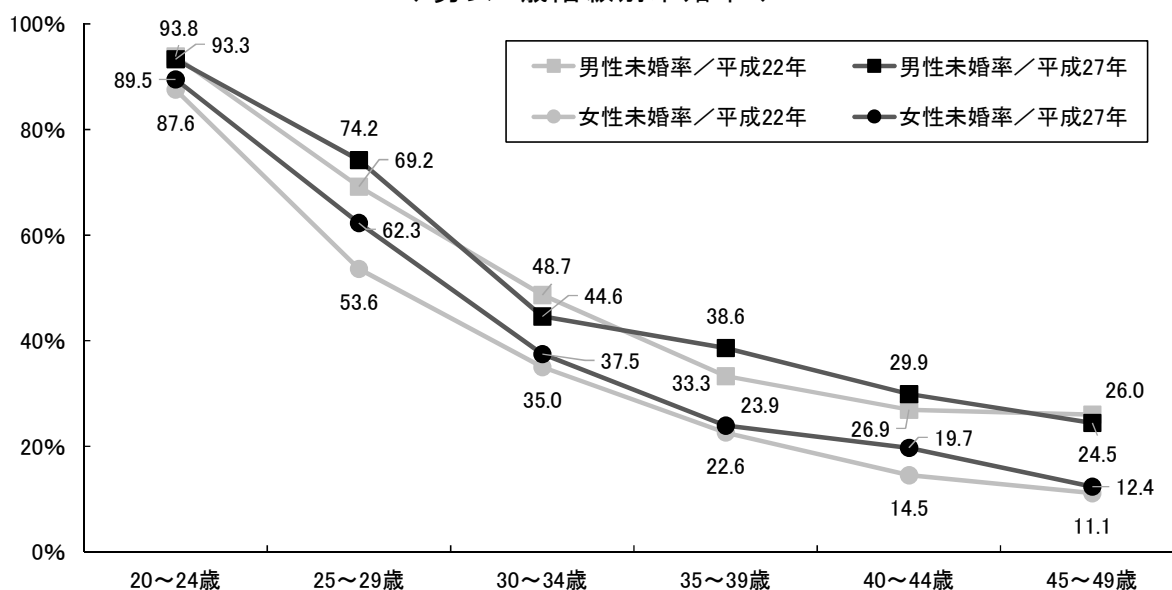
④ 未既婚率の状況

本町の未既婚率を年齢別にみると、20歳代前半では男性、女性ともに9割前後と高く、30歳代前半以降からは徐々に減少します。全ての年代で男性が女性の未既婚率を上回っており、平成22年と比較すると、25～29歳は男性が69.2%から74.2%、女性が53.6%から62.3%と未既婚率は上昇傾向にあります。

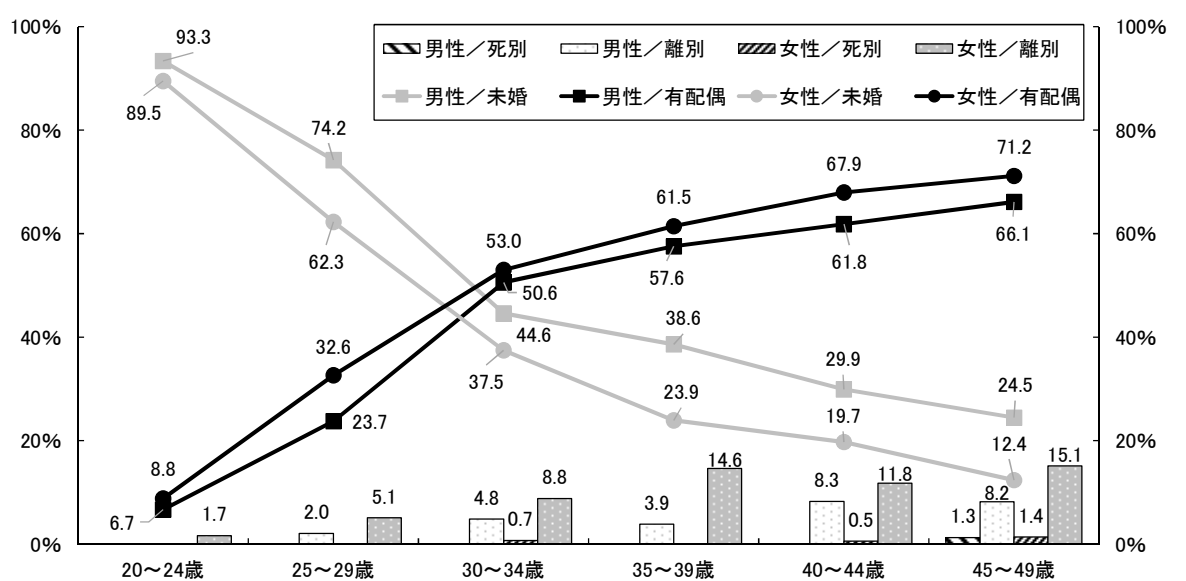
配偶関係の比率をみると、20歳代までは未婚者率が既婚者率を大きく上回っていますが、30歳代の前半になると逆転し、既婚者率が未婚者率を上回ります。45～49歳では女性の既婚者率は71.2%、男性は66.1%となっています。

男女別でみると、女性の離別率が男性よりも高く、特に35歳～39歳で14.6%、45～49歳で15.1%となっています。

◆男女5歳階級別未既婚率◆



◆男女5歳階級別配偶関係(平成27年)◆



出典：国勢調査

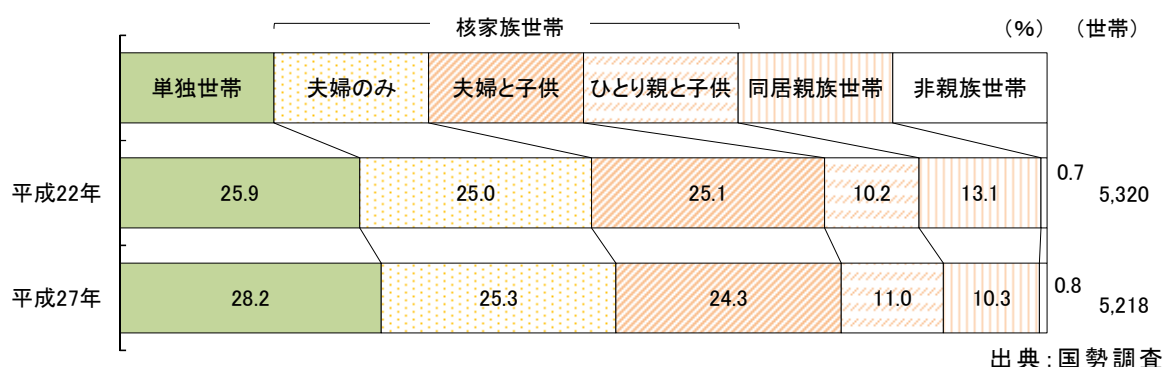
(2) 家庭・就労の状況

① 世帯の状況

世帯の状況を、家族類型別割合の推移からみると、「夫婦と子供」と「同居親族世帯」が減少し、「夫婦のみ」「ひとり親と子供」が微増しており、「単独世帯」が25.9%から28.2%に増加しています。

これは、地域のあり方にも深く関連してきます。隣近所の関わりをはじめとする、地域福祉の視点からみた男女共同参画の取組も必要です。

◆家族構成別割合の推移◆



② 就労の状況

就業者数を平成22年と平成27年で比較すると、就業者数全体で6,177人から6,150人に微減しています。第1次産業（農林水産業）は826人から870人に微増し、第2次産業（製造・建設業）は1,370人から1,221人に微減し、第3次産業（その他）は3,957人から3,990人に微増しています。

男女別でみると、第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女ともに割合が高くなっています。平成27年で女性は第1次・第2次産業が10%台ですが、第3次産業は76.6%と特に高くなっています。

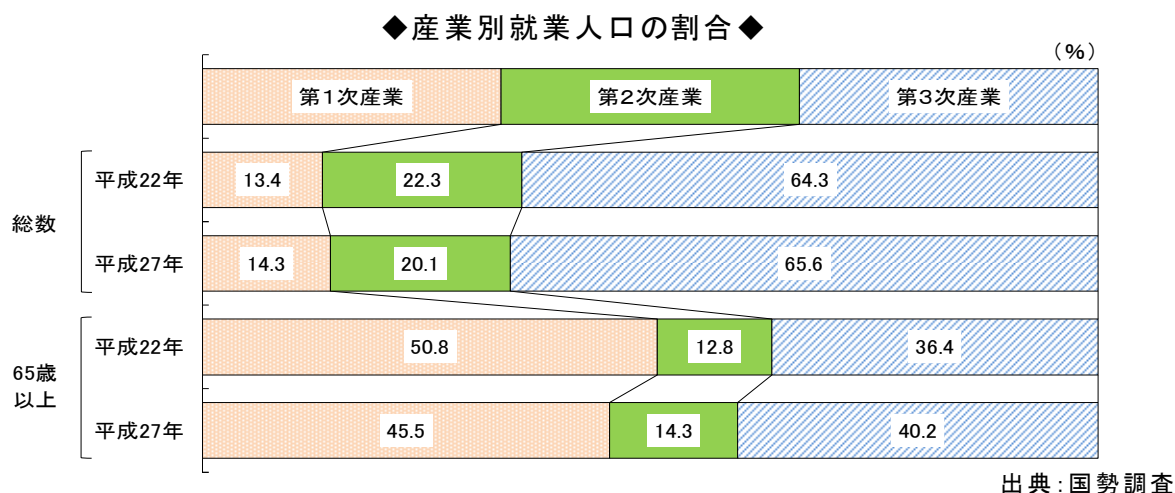
◆産業別就業人口◆

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
平成22年	総数	826	1,370	3,957	24	6,177
		13.4	22.2	64.1	0.4	100.0
	男性	496	999	1,756	13	3,264
		15.2	30.6	53.8	0.4	100.0
平成27年	総数	330	371	2,201	11	2,913
		11.3	12.7	75.6	0.4	100.0
	女性	870	1,221	3,990	69	6,150
		14.1	19.9	64.9	1.1	100.0
平成27年	男性	522	920	1,745	33	3,220
		16.2	28.6	54.2	1.0	100.0
	女性	348	301	2,245	36	2,930
		11.9	10.3	76.6	1.2	100.0

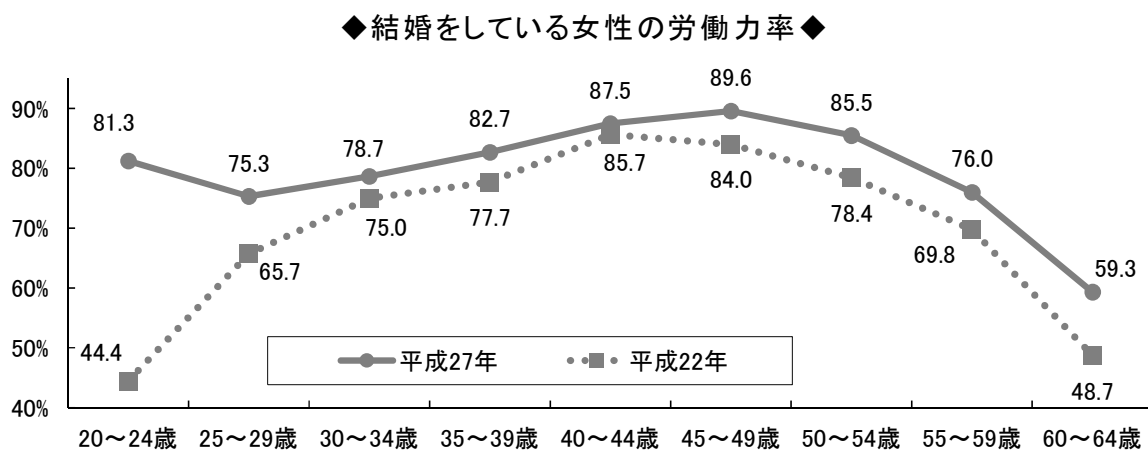
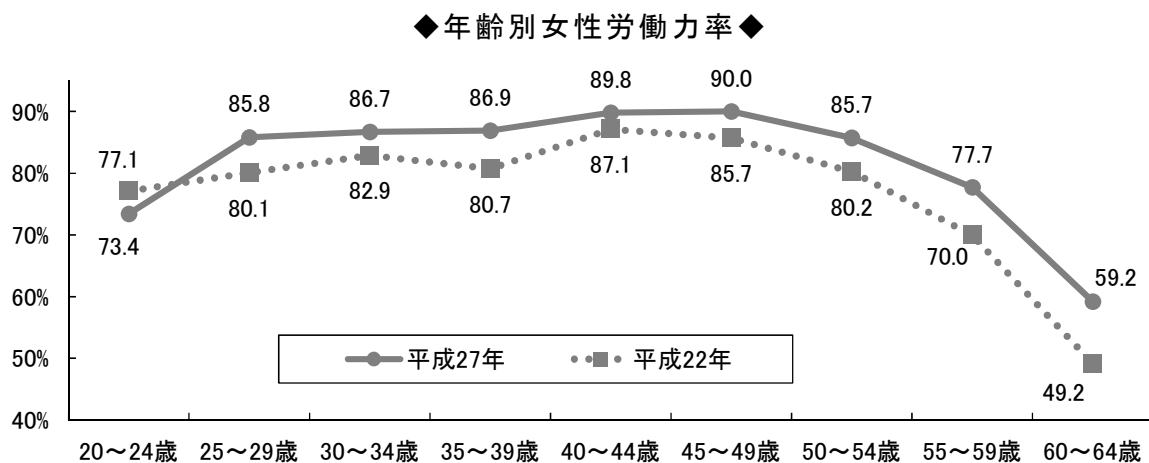
(上段: 人、下段: %) 出典: 国勢調査

就業人口比率をみると、第1次産業が14.3%、第2次産業が20.1%で、第3次産業が65.6%と最も多くなっています。

65歳以上においては、第1次産業人口が平成22年度比べて減少したものの、最も多く45.5%となっており、第2次産業が14.3%、第3次産業が40.2%となっています。

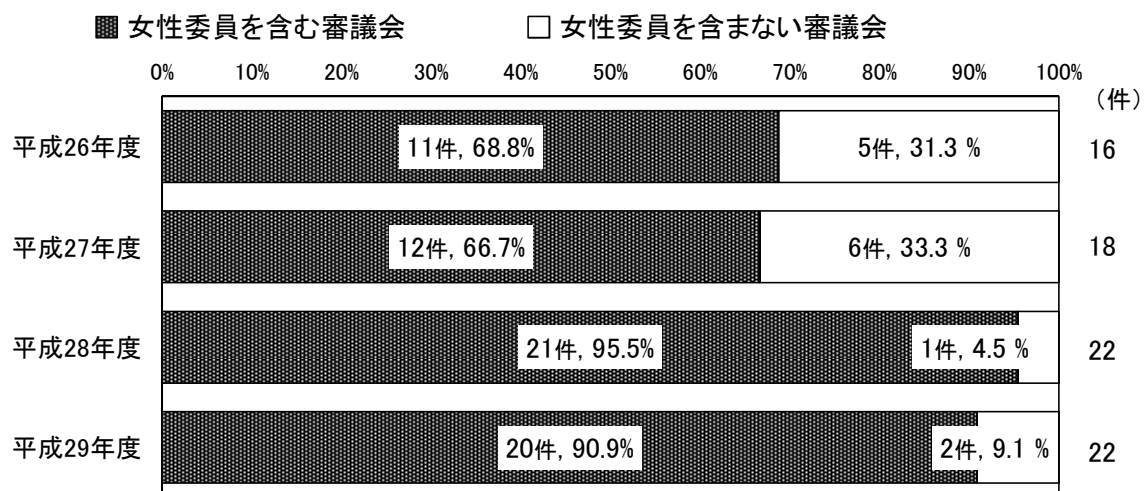


本町の年齢別女性労働力率をみると、平成22年で「M字カーブ」の傾向が一部みられますが、平成27年で30歳代から50歳代にかけて上昇し、特に40代後半では90.0%と高い傾向にあります。また、平成22年と比べて25歳以上で労働力率は上昇しています。



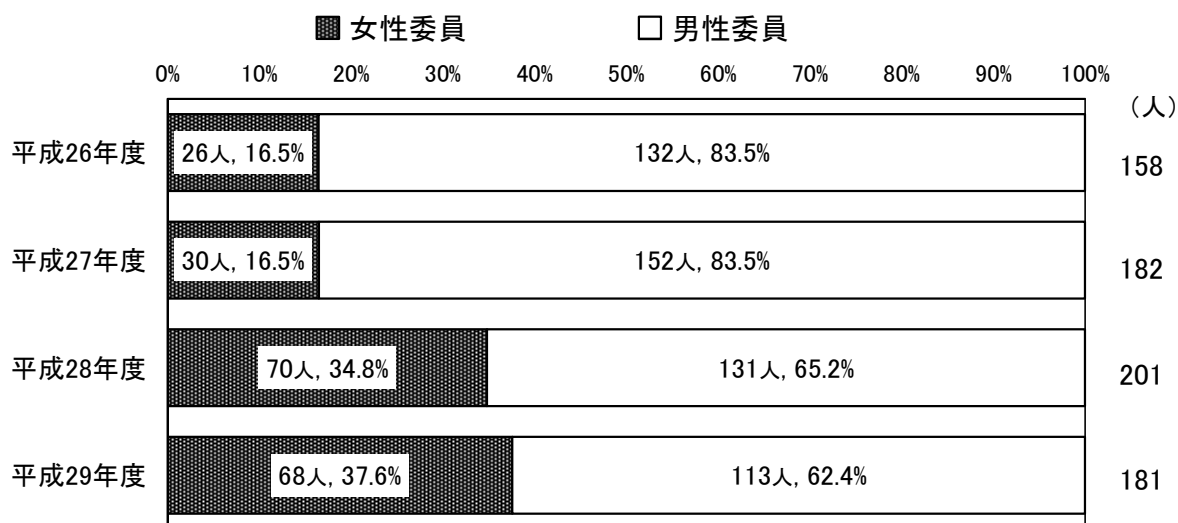
審議会等における女性委員を含む審議会の割合をみると、平成 29 年度に女性委員を含む審議会の割合が 90.9%となっており、審議会等の総委員数の女性委員の割合は 37.6%となっています。

◆佐川町の審議会等における女性委員を含む審議会の割合◆



出典：内閣府地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

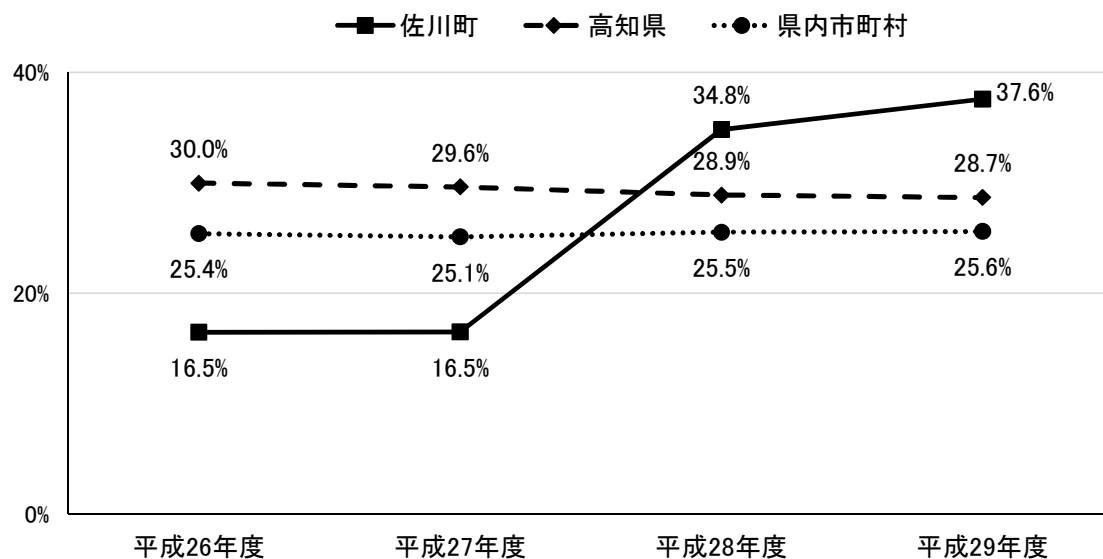
◆佐川町の審議会等の総委員数の割合◆



出典：内閣府地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

審議会への女性の登用率をみると、高知県と県内市町村は各年 30%以下で推移していますが、佐川町は平成 27 年度の 16.5%から平成 28 年度の 34.8%と増加しており、平成 29 年には 37.6%と高知県、県内市町村より高くなっています。

◆ 審議会委員への女性の登用率 ◆



出典：内閣府地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

2 策定・推進体制

(1) 佐川町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

平成30年6月8日

告示第68号

(設置)

第1条 佐川町における男女共同参画社会とその関係施策のあり方について、有識者から意見を聴き、もって男女共同参画の計画策定を図るため、佐川町男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、男女共同参画に関する調査及び研究を行い、佐川町男女共同参画計画を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、町長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、計画策定の完了までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会は委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この表示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この表示は、公布の日から施行する。

2 この表示の施行の日以後最初に設置される委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず町長が招集するものとする。

3 この表示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 策定委員会委員名簿

氏 名	分 野	備 考
井 上 和 江	佐川町民生児童委員	
安 田 節 子	佐川町人権擁護委員	
岡 崎 笑 顔	教育部門	委員長
掛 水 功 一	佐川町商工会青年部長	
河 添 尚 仁	JA コスモス佐川支所長	
田 村 絹	農業部門	
田 村 佳 久	佐川町社会福祉協議会事務局長	
森 利 美	佐川中学校校長	
岩 本 浩	町民課課長補佐（人権担当）	
山 根 邦 仁	健康福祉課地域サポート係（DV 担当）	

(3) 策定経過

日付	協議内容
平成 30 年 7 月 18 日	第 1 回策定委員会 ・ 策定スケジュールについて ・ 住民意識調査（アンケート）の実施について
平成 30 年 8 月 31 日	第 2 回策定委員会 ・ アンケート調査の実施について ・ アンケート調査の内容について
平成 30 年 9 月 27 日 ～10 月 18 日	・ 住民意識調査及び事業所調査の実施
平成 30 年 10 月	・ 関係団体意見の聴取調査の実施
平成 30 年 12 月 4 日	第 3 回策定委員会 ・ アンケート調査の結果について ・ 第 2 次佐川町男女共同参画計画（骨子案）について
平成 31 年 1 月 29 日	第 4 回策定委員会 ・ 第 2 次佐川町男女共同参画計画（全体案）について
平成 31 年 2 月 21 日	第 5 回策定委員会 ・ 第 2 次佐川町男女共同参画計画（全体案）について ・ パブリックコメントについて
平成 31 年 3 月 8 日～ 3 月 22 日	パブリックコメントの実施

(4) 佐川町男女共同参画推進委員会設置要領

(設置)

第1条 佐川町男女共同参画計画の推進について、広く意見を求めるため、佐川町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、佐川町男女共同参画計画の推進及び進捗状況を管理するため必要な情報を収集し、普及活動に努める。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、町長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

3 関連法令

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画す

る機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を

定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てゐる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てゐる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（省略）

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日 法律第31号)

最終改正 平成26年4月23日 法律第28号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施

に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場

合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十三年法律第百二十九号）その他の法令の

定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するように努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ず

るものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、しゅう又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害

者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同

じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審

尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項

の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二

条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を

尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担する

ものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則（省略）

（３）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成２７年９月４日法律第６４号）

最終改正 平成２９年３月３１日法律第１４号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男

女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定

めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的

に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握

し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に

供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認

めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法

について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、

又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、

関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」

という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（省略）

（４）高知県男女共同参画社会づくり条例

高知県条例第 6 0 号

前文

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進める必要があります。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （１）男女共同参画社会女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
- （２）積極的改善措置社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- （１）男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- （２）性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- （３）女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （４）女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家

庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。

- (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画を推進する取組（積極的改善措置を含みます。以下同じ。）を総合的に実施する責務を有します。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。
- 3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定

する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

- 2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

- 2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

- 2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

- 2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

- 2 県は、事業者において、その雇用する女性

と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

（生涯を通じた女性の健康支援）

第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

（拠点施設）

第14条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

（調査研究）

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

（特定非営利活動法人等との連携及び協働）

第16条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

（公表）

第17条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進ちょく状況を公表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

（性別による人権侵害の禁止）

第18条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

（配偶者等からの暴力による被害者への支援）

第19条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事

が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第19条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。(公衆に表示する情報への配慮)

第20条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員（以下この条において「苦情調整委員」といいます。）を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

（設置）

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議（以下「参画会議」といいます。）を置きます。

（任務）

第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

（1）男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

（2）県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

（組織）

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

（委員）

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

（1）男女共同参画に関し識見を有する者

（2）公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

（会長及び副会長）

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

（部会）

第27条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

第6章 雑則

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4章及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に定められているこうち男女共同参画プランは、第7条の規定に基づき定められた男女共同参画計画とみなす。

（地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部改正）

3 地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表 第2中「女性相談員」を「女性相談員男女共同参画苦情調整委員」に改める。

4 男女共同参画の動き

年次	世界の動き	国内の動き	高知県の動き
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」を採択 ・1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定（国際連合総会）	・「総理府婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進本部会議」開催	・婦人の社会的地位に関する調査実施 ・初の女性県議員誕生
1976年 (昭和51年)		・民法改正（離婚後の氏の選択）	・婦人問題推進本部設置
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定	・婦人問題懇話会設置
1979年 (昭和54年)	・国際連合第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		・懇話会から「高知県婦人の発展と平等をめざして」を知事に提言 ・県民生活課に婦人対策班を設置
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）	・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正（配偶者の法定相続分引上げ等）	・「高知県婦人行動計画」策定
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法改正（国籍の父母両系主義確立） ・「女子差別撤廃条約」批准	・第1回土佐婦人会議開催
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・国民年金法の改正（女性の年金権確）	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・女性問題啓発誌「ウーマン高知」発行
1989年 (平成元年)		・学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	・初の女性国会議員誕生
1990年 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「こうち女性プラン」策定
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ・「育児休業法」の公布	
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣誕生	・「女性総合センター基本構想」の策定

年次	世界の動き	国内の動き	高知県の動き
1993年 (平成5年)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布 ・中学校で家庭科の男女共修の開始	
1994年 (平成6年)		・高校で家庭科の男女共修の開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置	・「こうち女性総合センター」の建設決定 ・「みんなでつくろう女性総合センターワークショップ」開催
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」の成立 ・「ILO156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准	
1996年 (平成8年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申	
1999年 (平成11年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」一部改正施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・こうち女性総合センター「ソーレ」開館
2000年 (平成12年)	・国際連合特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画週間」決定	
2001年 (平成13年)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」を内閣府に設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行	・初の女性副知事就任 ・「こうち男女共同参画プラン」策定

年次	世界の動き	国内の動き	高知県の動き
2002年 (平成14年)		・改正「育児・介護休業法」施行	・男女共同参画室設置
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布 ・「少子化社会対策基本法」公布	・「高知県男女共同参画社会づくり条例」制定
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」一部改正・施行	・男女共同参画苦情調整委員設置
2005年 (平成17年)	・第49回国際連合婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・改正「育児・介護休業法」施行 ・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「こうち男女共同参画プラン」改訂
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正	
2007年 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「高知県DV被害者支援計画」策定
2008年 (平成20年)		・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定	・女性相談支援センター新築移転
2009年 (平成21年)		・男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問 ・男女共同参画のシンボルマーク決定・児童福祉法の一部改正 ・「育児・介護休業法」の改正 ・「子ども・若者育成支援推進法」公布	
2010年 (平成22年)		・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「こうち男女共同参画プラン」改定
2011年 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関		

年次	世界の動き	国内の動き	高知県の動き
2013年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立	
2014年 (平成26年)			・「佐川男女共同参画計画」策定
2015年 (平成27年)	・第59回国際連合婦人の地位委員会（「北京＋20」記念会合）（ニューヨーク）	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! 2015）開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	
2016年 (平成28年)		・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定	
2017年 (平成29年)		・育児・介護休業法の改正、施行	・「高知県DV被害者支援計画」改訂

5 相談機関一覧

こうち男女共同参画センター ソーレ

高知市 3 丁目 115

TEL088-873-9100

家庭や職場、地域での問題についての相談
法律相談・こころの相談（予約制）・
男性のための悩み相談 など

女性相談支援センター

高知市百石町 2 丁目 34-8

TEL088-833-0783

DV、デート DV 相談・家庭問題・男女間の
トラブル

青少年の男女間の問題 など

（※配偶者暴力相談支援センター）

高知県中央西福祉保健所

高岡郡佐川町甲 1243-4

健康障害課 TEL0889-22-1247

子どもに関する相談、こころの相談

佐川町役場

本庁舎

高岡郡佐川町甲 1650-2

総務課 TEL0889-22-7700

町民課 TEL0889-22-7706

TEL0889-22-7707

男女共同参画について

出産一時金の支給・人権について など

健康福祉センター かわせみ

高岡郡佐川町乙 2310

健康福祉課 TEL0889-22-7705

TEL0889-22-7709

子育て相談、DV、デート DV 相談

虐待相談、支援

介護相談

文化センター

高岡郡佐川町甲 356-2

教育委員会 TEL0889-22-1110

青少年問題・人権問題・教育相談・生涯学習

佐川町社会福祉協議会

高岡郡佐川町乙 2310

TEL0889-22-1510

心配ごと相談所・介護相談 など

警察

佐川警察署

高岡郡佐川町丙 3555

TEL0889-22-0110

暴力被害の相談

総合相談係

TEL088-823-9110